



別海町公共施設等 総合管理計画

策定年月	平成28年9月
改訂年月	令和4年3月



総務部財政課

目次

第1章 概要	1
第1節 背景と目的.....	2
1 別海町の特徴.....	2
2 計画の位置付け.....	4
3 計画期間.....	4
第2節 対象施設等.....	5
第3節 人口の推移と見通し.....	6
第2章 公共施設等の現況と今後の見通し	7
第1節 公共施設等の現況.....	8
1 建物.....	8
2 道路・橋梁.....	12
3 水道管路.....	14
4 下水道管路.....	16
5 有形固定資産減価償却率の推移.....	18
6 過去に行った対策の実績.....	19
7 現在要している維持管理・修繕費.....	22
第2節 公共施設等の将来負担費用等.....	23
1 将来負担費用の推計方法.....	23
2 建物への投資実績と今後の改修等費用の推計.....	24
3 道路・橋梁への投資実績と今後の改修等費用の推計.....	26
4 水道及び下水道施設等への投資実績と今後の改修等費用の推計.....	28
5 中長期的な経費の見込みと効果額.....	32
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	33
第1節 公共施設等に関する課題.....	34
1 少子高齢化の進行.....	34
2 財政の状況.....	34
3 公共施設等の老朽化.....	35
第2節 公共施設等の管理に関する基本方針.....	36
1 基本方針.....	36
2 点検・診断等の実施方針.....	37
3 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	37
4 安全確保と耐震化及び国土強靱化の実施方針.....	37
5 長寿命化の実施方針.....	39
6 ユニバーサルデザイン化の推進.....	39
7 環境負荷の低減.....	40
8 施設等の統合や廃止の推進方針.....	40
9 公共施設の床面積等に関する目標の設定.....	41

第3節 施設別類型別の方向性	43
1 建物	43
2 建築設備	44
3 道路・橋梁	45
4 水道管路	46
5 下水道管路	47
第4章 実行体制の整備等	48
第1節 実行体制の整備	49
1 計画の推進体制	49
2 資産の管理体制	49
3 資産整理から進めることができる公会計制度	49
4 その他民間活力の検討	50
第2節 まとめ	52
計画改訂履歴	

第1章 概要

平成24年12月に中央自動車道の笹子トンネルで、コンクリート製の天井板が落下し多くの死傷者を出す事故が発生しました。この事故を契機に、土木系の社会基盤資産のみならず、建物を含めた公共施設等全体の老朽化と、その適正な維持管理についてが社会問題となっています。

一方で、少子高齢化等による社会構造の変化に伴い、老朽化する公共施設等の更新費用確保が全国的に困難な状況となり、これまでのような「老朽化した資産は解体して改築する」という方法での更新では、負債（借金）の増大や投資可能な財源の減少という財政的な理由により難しくなっていくことが予想されます。

そのため、国の各省庁は、改築ではなく既存施設の長寿命化についての方針を示し、更に総務省は、保有する公共施設等の状況や更新費用の見込と基本的な方向性を示した「公共施設等総合管理計画」の策定を全ての自治体に対し要請しました。

本町は、計画を策定するにあたり、建物や上水道資産に加え、道路・橋梁・下水道資産に、これまで台帳上で管理する必要のなかった「価格」を設定し、資産の量と経済的価値のほか、人口推計と併せて全体的な現状を把握し、そこから見えてくる課題を明確にして、今後における公共施設のあり方について検討すべき方向性を示すこととします。

また、本計画は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月総務省通知、平成30年2月改訂）」により公共施設等総合管理計画の不断の見直し、充実等が求められていることを踏まえ、平成28年に策定した計画内容の改訂を行っています。

1 別海町の特徴

本町の令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口は14,827人で全国1,724市区町村において第1,046位です。面積は1,319.63k㎡を有し第10位、1万人以上2万人以下に絞ると284市区町村の中では第2位で、人口に比して広大な面積を有する自治体と言えます。

本町で形成される市街地及び集落は、中央地区に6,000人規模の別海市街、東地区に1,500人規模の尾岱沼市街、西地区に2,000人規模の西春別駅前市街があります。

100人から500人規模の集落は、海岸地区における3集落のほかにおおむね5集落が存在します。

本町は、山岳形成がなく比較的平坦な土地が多いため、ほぼ全域で酪農業が営まれていることから、集落が均等に存在することも特徴の一つです。漁業・酪農業という第1

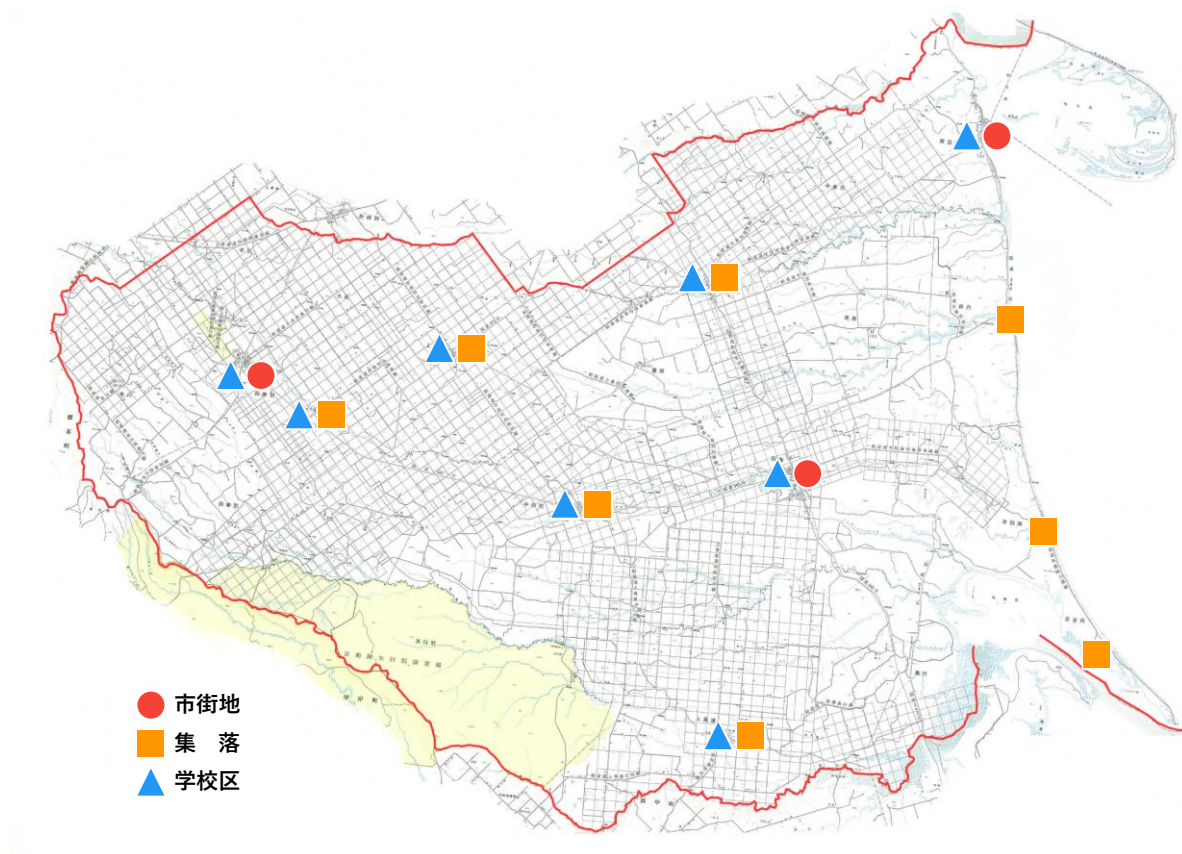
次産業を主産業とするため、集落形成はそもそも大きな規模にはなり得ませんが、地域にとってコミュニティ形成の大切な拠点となっています。

学校区については、少子化の影響もあり、近年では、平成19年度に光進小中学校区、平成20年度に豊原・美原小学校区、平成27年度に別海小中学校区を地域住民の理解のもとに隣接する学校区へ統合し、平成28年4月1日現在においては8区となりました。

学校区も集落形成と同様に、距離的な要素を含め町全域にわたっておおむね一定のバランスを保った区分となっていますが、町の面積が大きいために人口に比して学校区が多くなっていることも、また特徴の一つです。

このように、本町そのものの面積、人口規模や産業構造における特徴により、他の自治体と比較して、地域の施設や学校施設等の公共施設に限らず、道路や上下水道といった社会基盤資産全般にわたって「公共施設等」が必要とされてきました。

図1 別海町の市街地・集落・学校区



2 計画の位置付け

本計画の最大目的は、「行政と住民が公共施設等の現状について共通認識をすること」にあるため、個別資産に対する具体的な整備・配置計画ではありません。

主要な個別資産の整備・配置計画は、本計画策定後に検討すべき方向性を考慮し、総合計画と整合性を取りながら住民参画のもとに進めていきます。

なお、本計画上で示す各数値は、基本的に令和2年度末現在のものを使用していますが、それによらない数値を用いる場合は、別に明記しています。

図 2 本計画の位置付け



3 計画期間

計画期間は、公共施設等の町有資産の維持管理・更新費用を中長期的な視点で見据えるため、平成28年度から令和10年度までの期間とします。

ただし、計画期間内であっても、社会経済情勢の変化などに応じ、適宜見直すものとします。

第2節 対象施設等

総務省監修の下、財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づき作成・公表されている、一般財団法人「地域総合整備財団」の公共施設等更新費用試算の考え方を基本とし、本計画上では、本町の状況に合わせて【表1】の分類としました。

また、倉庫や物置等の附属的な建物は、その用途自体は「公用」であるため「行政施設」に分類する考えもありますが、本計画上では、その附属建物に係る主要建物の分類に属するものとしています。（公民館の「物置」は行政施設ではなく「町民交流」に分類する等）

表1 別海町の施設分類表

区分	分類名	主な施設
建物	町民交流	公民館、地域会館、交流館ふらと、公園建物等
	社会教育	図書館、郷土資料館、加賀家文書館、奥行臼駅通
	スポーツ	体育館、プール、パークゴルフ場建物等
	観光施設	キャンプ場管理棟、ネイチャーセンター、ふるさと交流館等
	農林水産	水産物保管施設、種苗センター、農村広場建物、資源循環センター、酪農工場等
	学校教育	小学校、中学校、給食センター、スクールバス車庫
	子供子育て	保育園、幼稚園、児童館、児童遊園地建物、院内保育所
	福祉医療	老人保健施設、病院、診療所、ケアセンター、ケアハウス
	公営住宅	町営住宅、地域振興住宅、特定公共賃貸住宅
	環境衛生	ごみ処理場、し尿処理場、墓地、公衆トイレ等
	行政施設	役場庁舎、上春別連絡事務所、車両センター、防災センター、バス待合所等
	職員住宅	医師住宅、看護師宿舎、教員住宅、職員住宅
	普通財産	目的を終えている旧行政財産、旧教員住宅、旧職員住宅
道路	町道	町道改良、町道舗装、町道未改良
	橋梁	橋梁
上下水道	上水道	浄水場、上水道管路
	下水道	終末処理場、下水道管路（公共下水道事業及び集落排水事業）

第3節

人口の推移と見通し

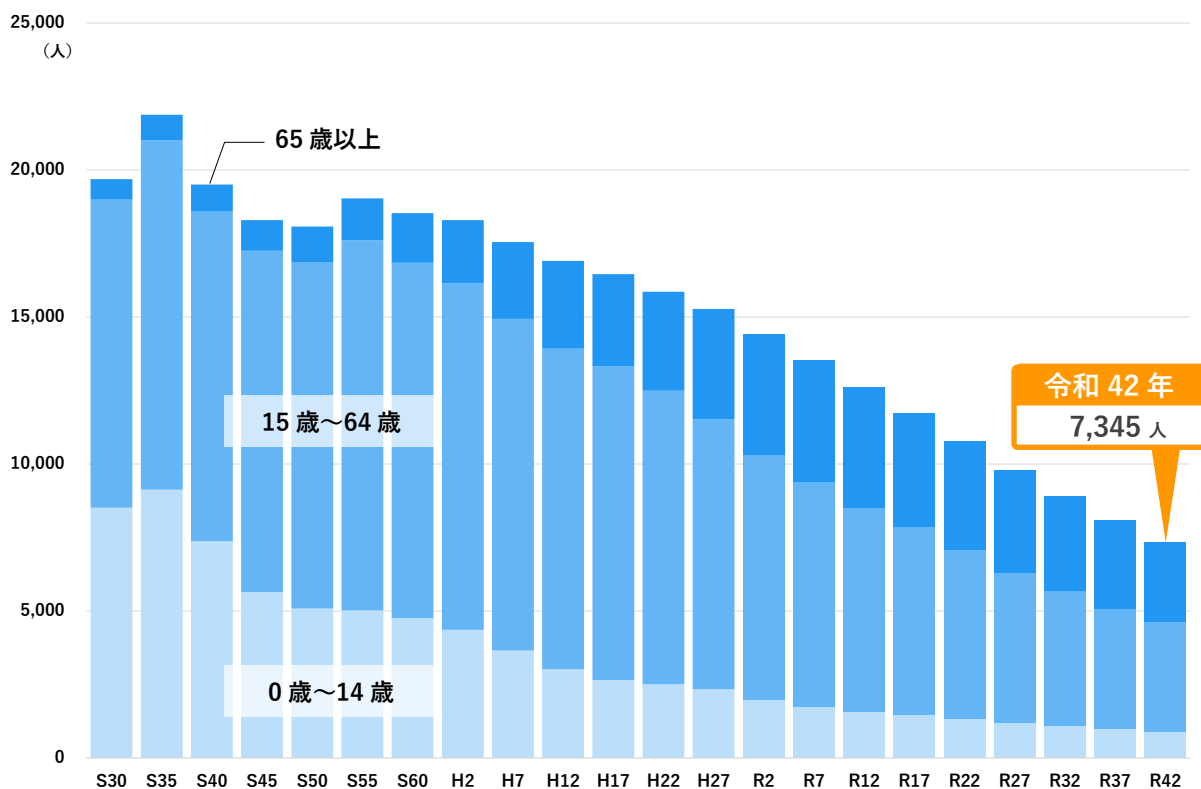
本計画の必要性の視点として人口減少等の社会構造の変化があげられますが、このことは、税金等減少や社会保障費増加の懸念による財源的な課題のほか、これまで必要とされていた公共施設等が、利用者の減少により「余剰化」や「遊休化」が進むと予測されていることもあげられます。

特に、過疎地域等においてその傾向が顕著になると考えられており、総務省では、自治体独自の人口予測を行い、人口規模に応じた公共施設等の再編や統廃合等の検討に資するよう要請しています。

本町では、平成27年度（平成28年3月）に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により「人口ビジョン」を策定して将来人口の推計を行っており、その後、令和元年度（令和2年3月）に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、将来人口推計の見直しを行っています。

「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における別海町の独自仮定による将来人口の推計では、今後人口の減少が続き、令和42年には7,345人にまで減少する結果となっています。

図3 別海町独自仮定による人口推計



出典：人口ビジョン及び第2期まち・ひと・しごと総合戦略



第2章

公共施設等の現況
と今後の見通し

1 建物

(1) 建物の現況

本町が所有・管理する建物の合計は、606 棟、床面積は 227,491.70 m²（約 70,213 坪）です。

施設分類別の棟数と床面積については、【表 2】及び次頁【図 4】のグラフで示していますが、棟数では、職員住宅が 161 棟と最も多く全体棟数の約 27%を占め、職員住宅の主な構成として「教員住宅」の 133 棟があげられます。

床面積においても、学校教育施設が 62,796.53 m²あり全体の 27%を占め、教育関連の建物が大きな割合を占めていることがわかります。これは、第 1 章の 1「別海町の特徴」でも記したとおり、広大な面積を有する本町の特徴から、学校区の多さに比例するものと言えます。

また、普通財産は、64 棟、7,383.18 m²となっています。普通財産とは、「公用又は公共用に使用していない」建物のことを指します。つまり、行政目的を終えた建物のことで、例えば、統合前の保育園であれば「子供子育て」に分類しますが、統合後に公用・公共用の位置づけで使用していない場合は、「普通財産」に分類します。普通財産となっても、全てが「空き家」になっているわけではなく、建物としてまだ使用できる場合には、一時的であることを条件に民間等に貸付しています。

なお【図 5】には、建物を管理する役場の「所属別」状況を表しています。

表 2 建物の現況

分類名	棟数	面積(m ²)	分類名	棟数	面積(m ²)
町民交流	47	22,338.27	福祉医療	12	16,436.68
社会教育	6	4,355.29	公営住宅	68	30,789.61
スポーツ	36	16,984.34	環境衛生	15	3,726.17
観光施設	50	4,893.44	行政施設	40	14,013.62
農林水産	41	22,718.10	職員住宅	161	14,903.77
学校教育	50	62,796.53	普通財産	64	7,383.18
子供子育て	16	6,152.70	合計	606	227,491.70

図4 施設分類別の棟数と床面積

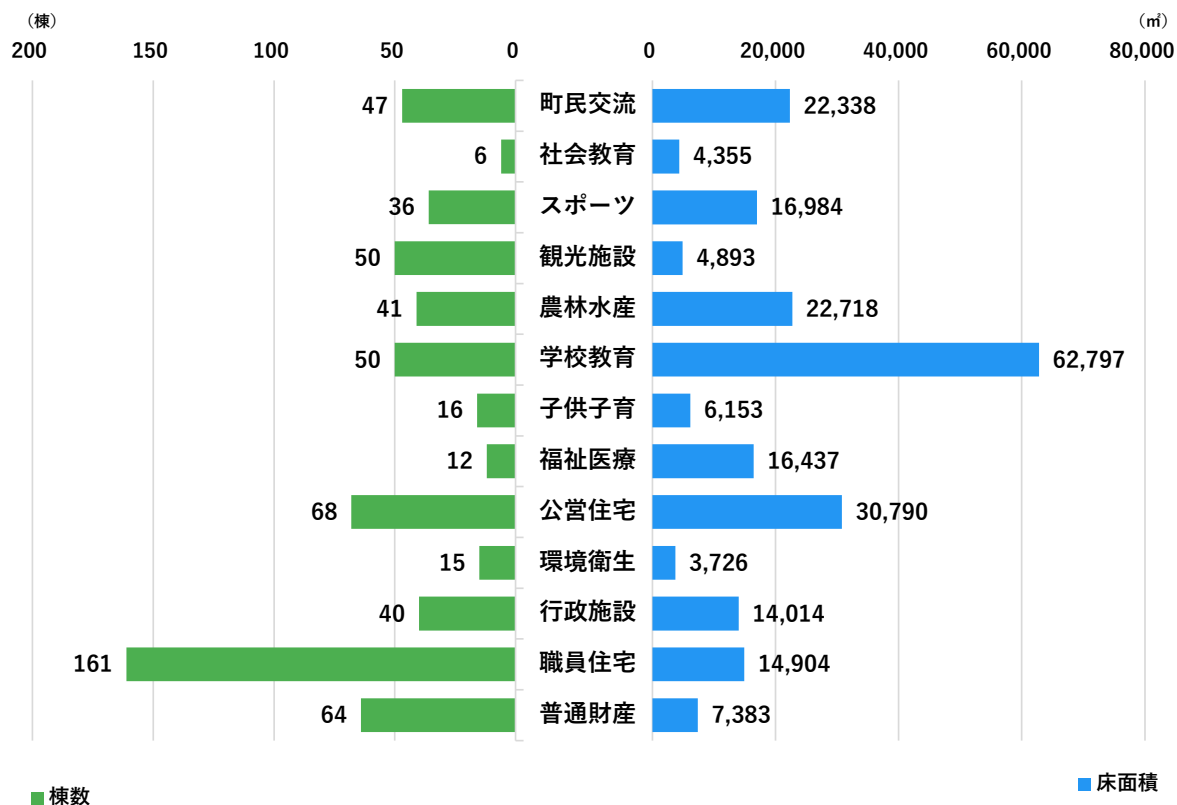
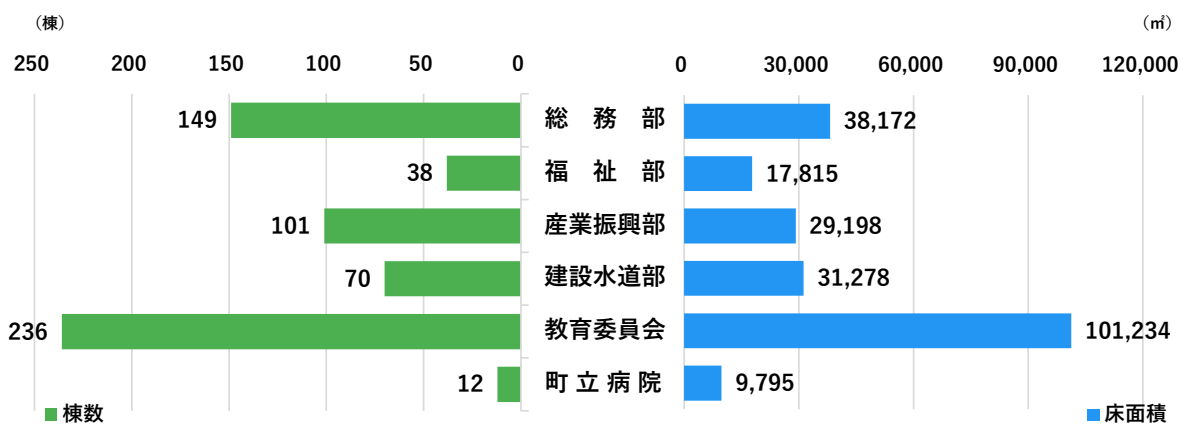
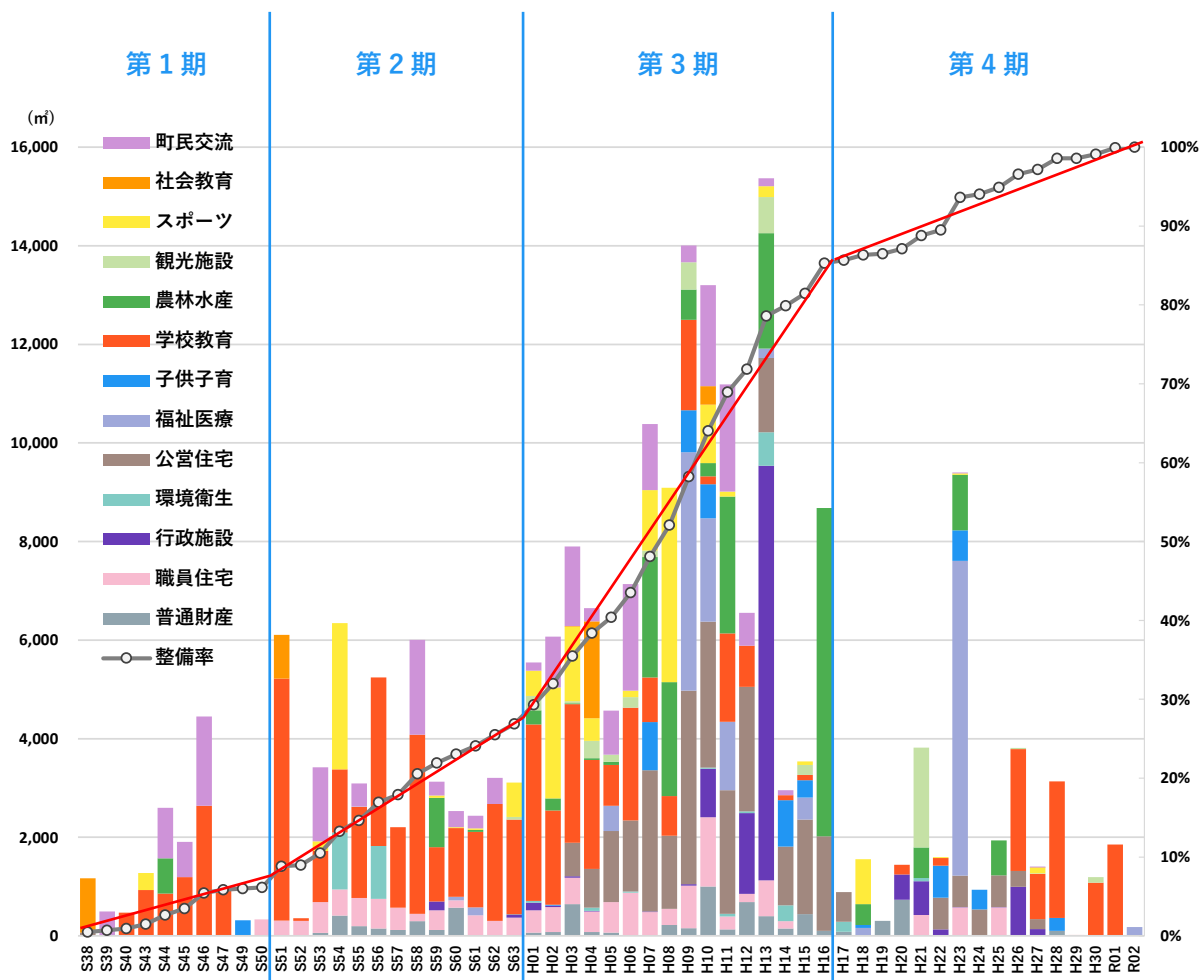


図5 所属別の棟数と床面積



(2) 建物が整備されてきた経緯

図 6 現在の建物が整備されてきた年度別推移



上の【図 6】の棒グラフは、所有・管理する建物が、これまでどのように整備されてきたかを施設分類ごとに床面積を積み上げて示したものです。(建築年が昭和 38 年度以前のものとして整理した建物は、昭和 38 年度に計上しています。)

灰色の折れ線グラフは、現在の総床面積を 100%とした場合の整備率の推移を示したもので、角度が急なほど現在の建物の整備が進んだ年度と言えます。

折れ線グラフに沿った赤色のラインは、整備率の推移である折れ線グラフの角度をおおむね平準化したもので、現在の建物が整備された「年代」として4期に分類することができます。

ア 第1期（昭和38年度から昭和50年度）

第1期に建設された建物の多くは既に改築等が済んでいます。現存するものは、保有床面積の約6%（13,970.30㎡）を占めています。

第1期を構成する主な建物は、中央公民館（昭和46年度）・郷土資料館（昭和38年度以前）・上風連小学校（昭和46年度）・等があげられます。その他、平成27年度に行政目的を終えた別海小中学校校舎や、普通財産により民間等に貸付を行っている建物が多く残っています。

イ 第2期（昭和51年度から昭和63年度）

第2期に建設された建物は、現在の保有床面積の約21%を占め、第1期と第2期を合計すると約27%となり、おおむね3分の1が「昭和」の建物で築33年以上が経過していることとなります。

第2期の特徴は、学校教育施設が多く建設されています。初期には別海中央小学校、中期では野付小学校・別海中央中学校、後期には中西別小学校・野付中学校が、その他、町民体育館や東公民館及び西公民館もこの第2期に建設されています。

また、第2期に建設された施設は、現在、多くの施設で大規模な改修が計画されています。このことは、第2期に建設された建物の老朽化が、まさにこれから深刻化することを表しているものです。

ウ 第3期（平成元年度から平成16年度）

第3期に建設された建物は、現在の保有床面積の約58%を占め、第1期から第3期を合計すると約85%となり、現在保有する建物のほとんどが平成16年度までに建てられています。

第3期の特徴は、公営住宅の建設が進められました。その他、老人保健施設やケアハウス等の福祉医療施設、役場本庁舎の改築も実施されました。

バブル経済崩壊後、国の経済対策による財政出動の影響もあり、全国的にも公共施設の建設が進んだのがこの第3期になります。

エ 第4期（平成17年度から現在まで）

第3期の建設ラッシュ後、国や地方財政が逼迫した状況となり、第2次行財政改革を本格化させたことにより、前半は、必要最小限の建設となりましたが、後半は、平成23年度の病院改築（診療開始は平成24年度）があり、その他、中春別中学校や上西春別中学校、学校給食センター等、耐震性や老朽化に起因する建物の改築を順次行っています。

2 道路・橋梁

表 3 町道の改良・舗装・橋梁の状況

分類名	実延長 (m)	資産管理上延長 (m)	資産管理上の留意点
改良	267,825.22	1,068,098.85	舗装の下は改良部があるため 「改良+舗装」
舗装	800,273.63	800,273.63	舗装のみの延長
橋梁	4,700.25	4,700.25	橋梁のみの延長（農道橋等含む）
未改良	93,358.48	93,358.48	改良が済んでいない町道
合計	1,166,157.58	1,966,431.21	実延長に舗装の下の改良部が 加算される。

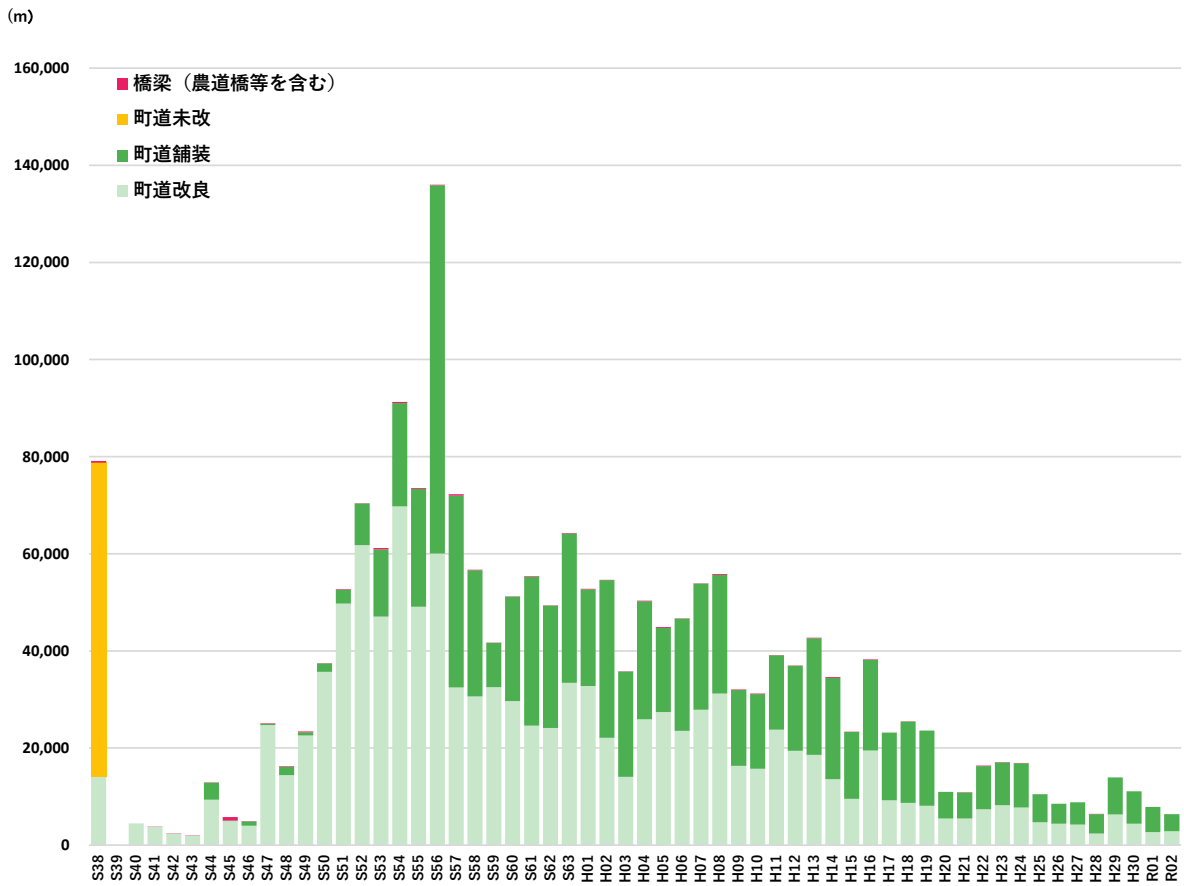
本町が管理する町道の実延長は、約 1,170km で、直線距離にすると海を超えて琵琶湖に到達するほどあります。舗装率は、舗装部・橋梁部を合算し算定すると約 69%となっています。

上の【表 3】に示すとおり、町道は、改良・舗装・橋梁・未改良に分類しています。資産管理上の長さは、実際の長さとは異なり舗装部分の長さが加算されます。これは、分類ごとの耐用年数や再調達する時の費用に大きな差があるためです。

その他、本町には約 65km の「農道」もあります。農道は、主に北海道が整備主体となるため、本計画上では対象としていませんが（一般財団法人「地域総合整備財団」の公共施設等更新費用試算の考え方を踏襲）、農道橋 8 橋（166.02m）、その他林道橋等 7 橋（107.08m）については、維持管理上の重要性から含めています。

以上を踏まえ、これまでに整備してきた道路の状況について、【図 7】で示します。（施工年が昭和 38 年度以前のものや未改良の町道は、昭和 38 年度に計上しています。また、舗装の下は改良部があり、舗装と改良部をそれぞれ整備延長として計上していません。）

図 7 町道の改良・舗装・橋梁・未改良の整備推移



昭和 50 年代は、公団事業により集中的に道路が整備され町に引継されました。

道路は、路線単位完了ごとに台帳登載するため、実際の工事年度とは多少時間差がありますが、その後のバブル期、財政出動期、そして緊縮財政期の推移が建物同様に見ることができます。

また、各年度で橋梁整備も実施されています。橋梁は、道路と比較して工事費が高いことに加え、老朽化による危険度に対し、より気を配らなければならない資産の一つです。

3 水道管路

表 4 水道管路の状況

分類名	延長 (m)
導水管	21,041.52
送水管	142,510.58
配水管	904,449.39
連絡管	27,846.49
合計	1,095,847.98

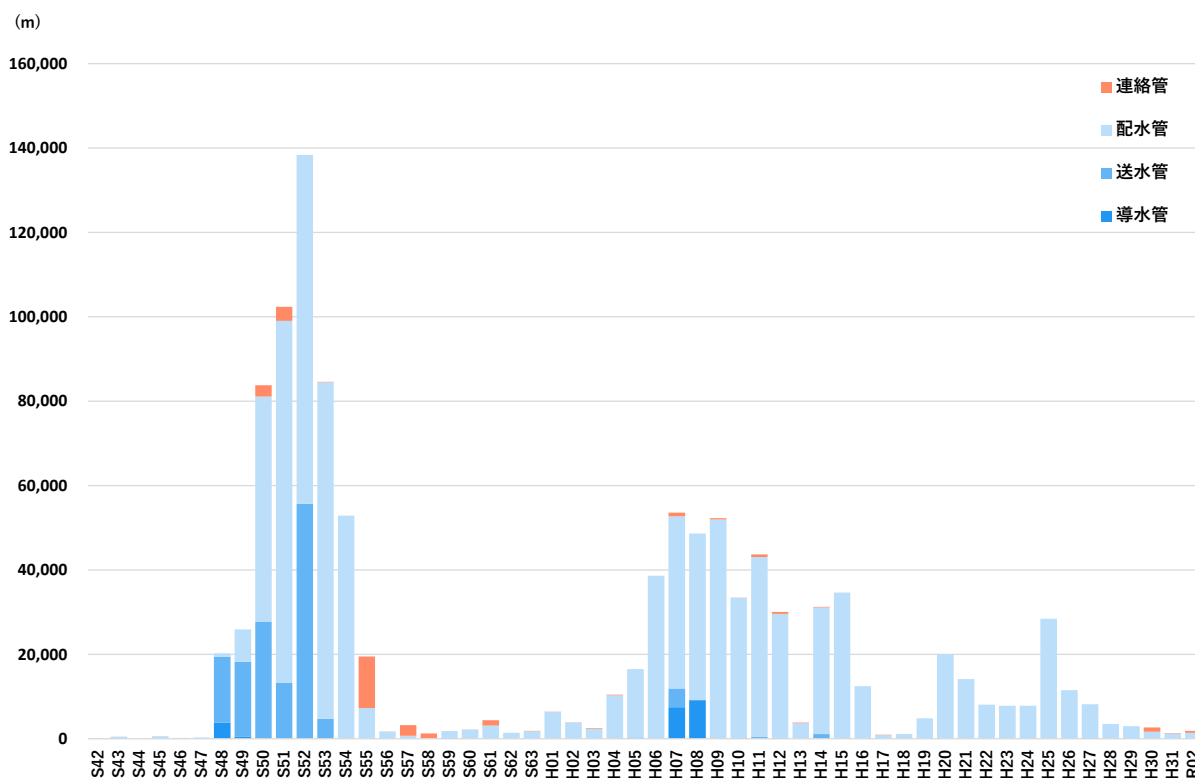
水道事業が管理する水道管路の延長は、約 1,096km で、町道と同程度の長さがあります。

取水から各浄水場までの導水管、各配水池までの送水管、全区域への配水管、緊急時に各配水管等を連絡させ水を回す役割を持つ連絡管に分類しています。【表 4】

本町の水道は、昭和 42 年度から各市街・集落地区単位での簡易水道事業に始まり、昭和 48 年度から 57 年度にかけて行われた国営の新酪事業（農業用水事業）により、ほぼ全町域に水道管が布設されました。これに伴い、簡易水道事業と農業用水事業を合わせ、ほぼ全域を「上水道事業」として認可を受け、昭和 59 年 4 月 1 日から企業会計方式を採用し運営してきました。

これまでに整備してきた水道管路の状況について、【図 8】で示します。

図 8 水道管路「導水管・送水管・配水管・連絡管」の整備推移



昭和 47 年度までに簡易水道事業で行われた水道管の布設替えは、平成 4 年度から平成 11 年度にかけて厚生労働省の補助金と企業債（借金）等を財源として実施し、おおむね終了しています。

平成 4 年度から平成 13 年度までは、道営事業により西春別・泉川・豊原・美原地区の管路布設替えが行われています。

また、平成 11 年度からは、国営事業により、平成 11 年度から平成 20 年度にかけては「別海地区」、平成 17 年から平成 28 年度にかけては「別海南部地区」、平成 19 年度から令和 2 年度にかけては「別海西部地区」において順次、水道管路の整備が実施され、事業完了後には、町を経由しての引継が行われています。

4 下水道管路

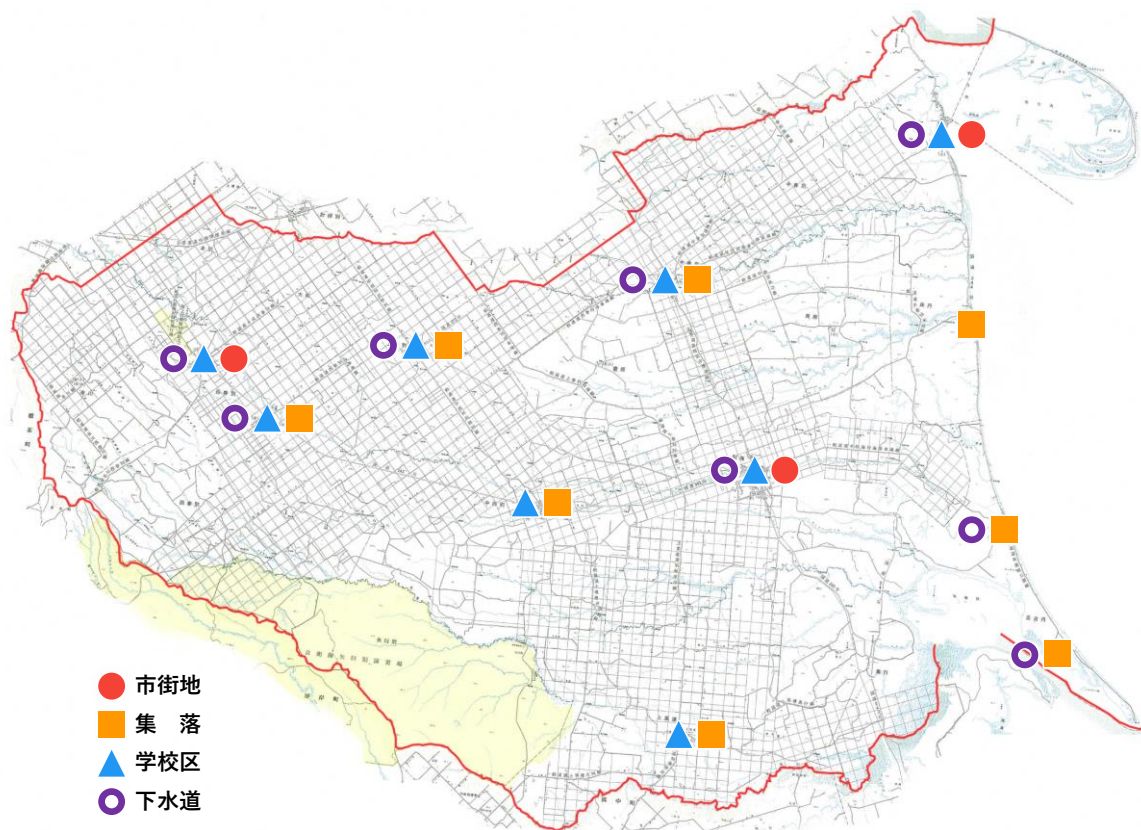
本町では、特定環境保全公共下水道事業の別海・西春別駅前・走古丹地区、漁業集落排水事業の尾岱沼・本別海地区、農業集落排水事業の中春別・西春別・上春別地区を下水道事業として特別会計で運営しています。

管理する汚水管の延長は、約 89km、雨水処理のための大口径排水管は、約 2 km あり、合計で約 91km の管路を有しています。【表 5】

表 5 下水道管路の状況

分類名		延長 (m)
汚水管	公共下水道	56,505.77
	農業集落排水	12,867.73
	漁業集落排水	19,536.63
	合計	88,910.13
雨水管		2,583.70
合計		91,493.83

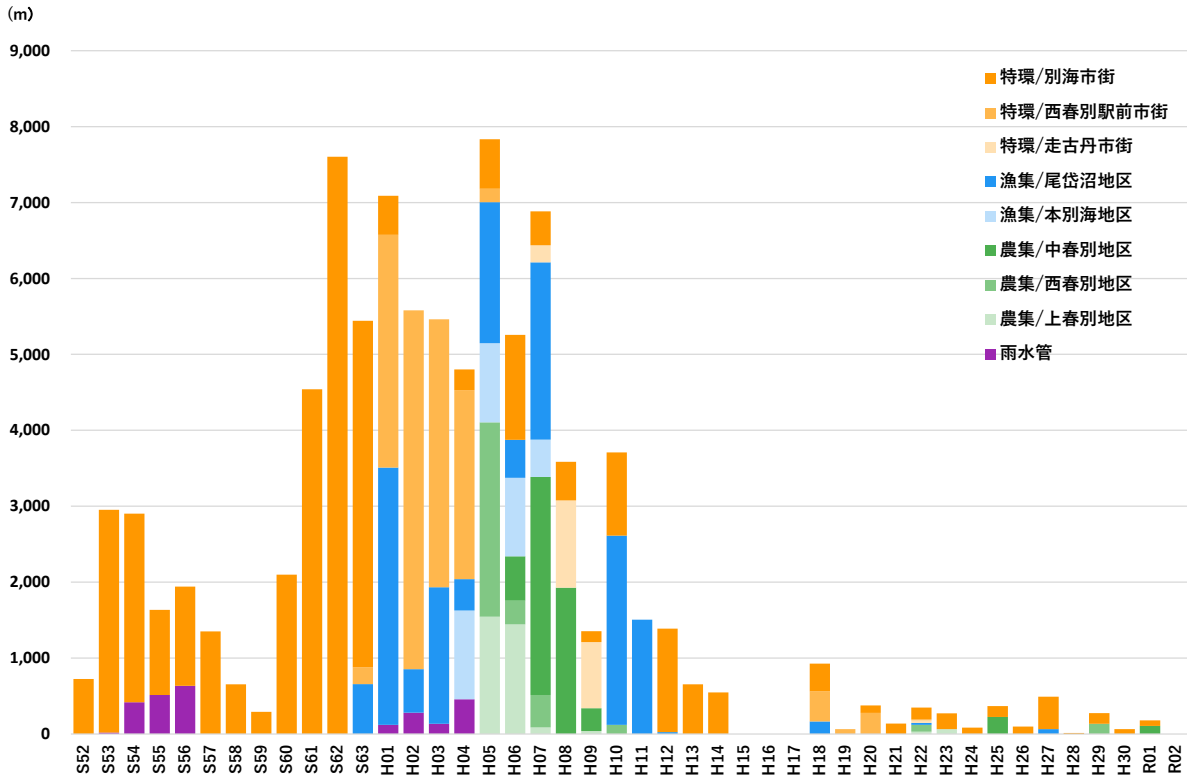
図 9 市街地・集落・学校区と下水道区等の分布



公共下水道事業・集落排水事業区は、経営の性格上からも一定程度の人口と密度が必要となるため、町内全域ではなく【図 9】で示す市街地・集落となっているのが特徴です。

また、これまでに整備してきた下水道管路の状況は、【図 10】で示します。

図 10 下水道管路の分類別整備推移



昭和後期の別海市街の下水道化から、平成に入り各地区の下水道化を進め、平成 11 年度に現在の下水道区域がおおむね完了しています。

その後は、各市街地エリアの郊外化に伴い、必要な区域拡幅を実施しています。

5 有形固定資産減価償却率の推移

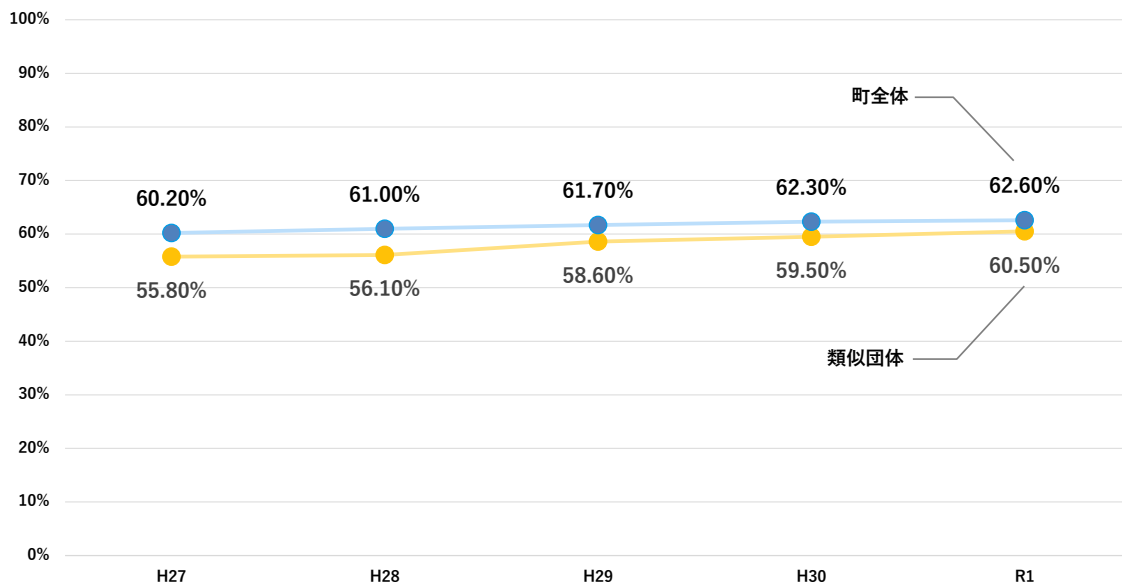
建物の有形固定資産減価償却率は、一般に「減価償却額÷取得価額」であらわされ、耐用年数に対してどの程度減価償却が進行しているかを把握することができます。

有形固定資産減価償却率が高いほど老朽化が進行していることを意味しており、近い将来に大規模な修繕や改修が必要になる可能性が高いといえます。

本町の場合、令和元年度末時点で62.60%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況であるといえます。

ただし、あくまで財務書類から見える老朽化であるため、実際の老朽化度合いなども考慮した上で判断していくことが求められます。

図 11 町及び類似団体の有形固定資産原価償却率の推移



出典：令和元年度 財政状況資料集（北海道公表）

6 過去に行った対策の実績

(1) 建物等の改修・補修

平成27年度から令和2年度までの1,000万円以上の大規模な修繕、改修等の状況は、次の【表6】のとおりです。

総合計画に基づき、順次必要な対策を実施しています。

表6 建物の修繕・改修等の状況

年度	施設名	内容	金額(千円)
H27	資源循環センター	堆肥発酵施設屋根改修	12,264
	酪農工場	屋上防水	15,197
	西春別駅前団地1号棟	長寿命化改修	73,143
	西春別団地1号棟	西春別団地1号棟改築	76,997
	上西春別小学校	体育館天井耐震改修	44,359
	上風連中学校	体育館天井耐震改修	37,919
	西春別小学校	体育館天井耐震改修	35,043
	西春別中学校	体育館天井耐震改修	39,303
	中春別中学校	体育館改築	407,834
	中西別中学校	体育館天井耐震改修	39,396
	旧柏野尋常小学校奉安殿	延命改修	11,286
H28	役場本庁舎	蓄熱槽改修	11,448
	上春別地域センター	アリーナ外部改修	18,468
	本別海へき地保育園	保育園改築	89,125
	ふるさと交流館	入浴施設等改修	130,561
	西春別駅前団地2号棟	長寿命化改修	69,995
	上西春別小学校	校舎・体育館改修	132,743
	上西春別中学校	校舎改築	618,057
	奥行臼駅通所	母屋延命改修	68,043
	町民ファミリースポーツハウス	屋根塗装	12,290

年度	施設名	工事件名	金額（千円）
H29	上春別地域センター	外部・トイレ改修	12,431
	老人保健施設	屋上防水工事	14,904
	酪農工場	ボイラー改修	10,044
	西春別駅前団地 3 号棟	長寿命化改修	74,277
	西春別駅前団地 4 号棟	長寿命化改修	46,752
	上風連小学校	校舎 外部・内部改修	69,793
	上風連小学校	体育館外部・内部改修	37,880
	野付小学校	体育館舞台装置耐震改修	19,660
	野付中学校	体育館舞台装置耐震改修	11,359
	奥行臼駅通所	母屋延命改修	116,985
	町民体育館	外部・内部改修	227,591
H30	ウニ種苗育成センター	外部（屋根・外壁）改修	69,876
	西春別駅前（新）団地 4 号棟	長寿命化改修	73,614
	上西春別中学校	体育館改築	355,037
	西春別小学校	高圧受電設備改修	10,303
	中春別小学校	校舎煙突改修	11,118
	中西別小学校	校舎煙突改修	11,055
	野付小学校	校舎・体育館煙突改修	21,290
	野付中学校	校舎・体育館煙突改修	21,337
	奥行臼駅通	母屋延命改修	100,513
	町民体育館	内部・機械設備・電気設備改修	351,860
R1	し尿処理場	第 1 消化槽内部清掃防水塗装工事	19,062
	町民保健センター	照明 LED 化改修	11,574
	老人保健施設すこやか	照明 LED 化改修	34,400
	酪農工場	照明 LED 化改修	37,966
	ウニ種苗育成センター	機械・電気設備改修	74,850
	西春別駅前団地 5 号棟	長寿命化改修	75,566
	学校給食センター	共同作業所改築	1,711,293
	野付小学校	屋内体育館外建築主体工事	89,463
	図書館	屋上防水改修	14,759
R2	役場庁舎	照明 LED 化・空調改修	396,055
	トドワラ施設トイレ	トイレ改築	15,435
	中西別地域振興住宅 2 号室	長寿命化改修	12,873
	中西別地域振興住宅 3 号室	長寿命化改修	12,240
	別海中央小学校	高速 LAN 設備設置改修	16,441
	別海中央中学校	高速 LAN 設備設置改修	10,170

(2) 建物等の除却

平成27年度から令和2年度までの建物の除却状況は、次の【表7】のとおりです。
用途廃止後、利用見込みのない公共施設等については、財源との調整を図りながら順次除却を進めています。

安全性の面で懸案となっていた旧ごみ焼却施設の煙突部については、平成28年度に解体工事の実施を完了しました。

表7 建物の除却の状況

年度	施設名	面積 (㎡)	金額 (千円)
H27	旧床丹へき地保育園	133.32	2,700
	旧別海小学校教員住宅17号	60.21	1,674
	別海旧職員住宅13・14号	120.96	2,646
	上風連中学旧公務補住宅	50.22	1,372
	野付小学校旧公務補住宅	60.21	1,804
	西春別団地旧公営住宅	102.60	2,398
H28	旧走古丹へき地保育園	119.07	2,905
	別海川上町旧職員住宅17・18号	100.44	2,387
	別海旭町旧職員住宅29・30号	100.44	2,560
	旧本別海へき地保育園	195.43	5,152
	旧ごみ焼却処理施設煙突	-	59,292
	中春別中学校旧屋内体育館	490.00	15,800
H29	上西春別小学校旧教員住宅292号	60.48	1,237
	上西春別中学校旧教員住宅274号	60.48	1,237
	旧西春別駅前保育士住宅	54.65	1,609
H30	西春別駅前診療所旧医師住宅	139.59	6,048
	別海中央小学校旧教員住宅84号	50.22	
	上西春別中学校旧校舎・旧講堂	2,538.00	65,372
R1	別海中央中学校旧教員住宅107号	50.22	1,512
	別海旭町旧職員住宅27・28号	100.44	2,894
	別海川上町旧職員住宅15・16号	100.44	2,873
R2	上西春別中学校旧教員住宅192号	60.21	1,936
	別海緑町旧職員住宅24号	59.62	1,738
	西春別幸町旧職員住宅48号	50.09	1,540
	旧給食センター	749.00	31,075

7 現在要している維持管理・修繕費

現在要している建物に係る維持管理・修繕経費の状況は、次の【表 8】のとおり、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間平均で約 1 億 3 千万円となっています。

今後は老朽化した施設が増えることで、維持補修に要する経費などが増加することが予想されます。

表 8 建物の維持管理経費の状況（分類別）

分類名	H30 (千円)	R1 (千円)	R2 (千円)	平均 (千円)
町民交流	7,064	7,985	8,740	7,930
社会教育	3,567	2,724	2,960	3,084
スポーツ	14,782	14,000	13,931	14,238
観光施設	11,272	3,345	1,895	5,504
農林水産	3,748	3,101	4,214	3,688
学校教育	34,779	25,500	32,676	30,985
子供子育て	4,746	6,011	4,711	5,156
福祉医療	21,410	23,233	21,987	22,210
公営住宅	6,811	9,931	8,439	8,394
環境衛生	8,061	7,785	7,805	7,884
行政施設	15,227	14,568	16,414	15,403
職員住宅	5,762	3,678	2,610	4,017
普通財産	1,282	971	1,152	1,135
合計	138,511	122,832	127,534	129,626

第2節

公共施設等の将来負担費用等

1 将来負担費用の推計方法

今後、既存の公共施設等の大規模改修費用や再調達費用を、区分ごとに令和42年度までを期間として推計します。推計に係る条件は、【表9】のとおりとしています。

表9 将来負担費用の推計条件

推計条件1 「耐用年数経過時に単純更新した場合」の推計に係る条件

建物	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、建築から30年後に大規模改修を2年間で実施、60年後に建替えを3年間で実施。木造建物は、建築から30年後に建替えを1年間で実施 ・経過年数60年以上の建替費、経過年数31年以上50年未満の大規模改修費は、直近の10年間に均等に配分する。 ・経過年数が50年以上経過している建物については、建替時期が近いいため、大規模改修は行わないものとする。
道路及び橋梁	道路は、舗装部分を耐用年数15年で割った面積を毎年度更新すると仮定 橋梁は、60年後に架け替え
水道施設	水道事業アセットマネジメント計画に基づく耐用年数で更新する場合の更新需要に準じた推計とする。
下水道施設	管路は50年後に3年間で布設替え。建物は、上記建物と同様とする。
原則、一般財団法人「地域総合整備財団」の公共施設等更新費用試算による単価に基づくが、一部の単価については、本町の独自単価を設定し算定した。	

推計条件2 「長寿命化対策を反映した場合」の推計に係る条件

建物共通	<ul style="list-style-type: none"> ・各個別施設計画上の施設方針により、次のとおり推計条件を区分する。 ・その他推計条件は、推計条件1に準じる。
非木造長寿命化	学校長寿命化計画に準じた推計とし、20年で個別改修、40年で長寿命型改修、60年で個別改修、80年で建替
木造長寿命化	公営住宅長寿命化計画に準じた推計とし、20年で長寿命型改修、40年で建替
現状維持	推計条件1と同様の推計とする。
解体	解体の時期は、個別施設計画によるものとする。 個別施設計画に解体計画のないものは、建替時期に解体するものとする。
道路及び橋梁	道路は、舗装部分を目標使用年数30年で割った面積を毎年度更新すると仮定 橋梁は、橋梁長寿命化計画に準じ、現行の投資額により維持修繕を図り、架け替えすることなく使用することとして推計する。
水道施設	水道事業アセットマネジメント計画に基づく長寿命化基準に準じた推計とする。
下水道施設	下水道事業ストックマネジメント計画に基づく投資計画に準じた推計とする。

2 建物への投資実績と今後の改修等費用の推計

平成 18 年度から平成 20 年度までは、第 2 次行財政改革期間中、加えて、平成 24 年度まで（平成 25 年度予算編成まで）は、膨らんでいた公債費償還の適正化を強化したこともあり、建物への投資は必要最小限となっています。

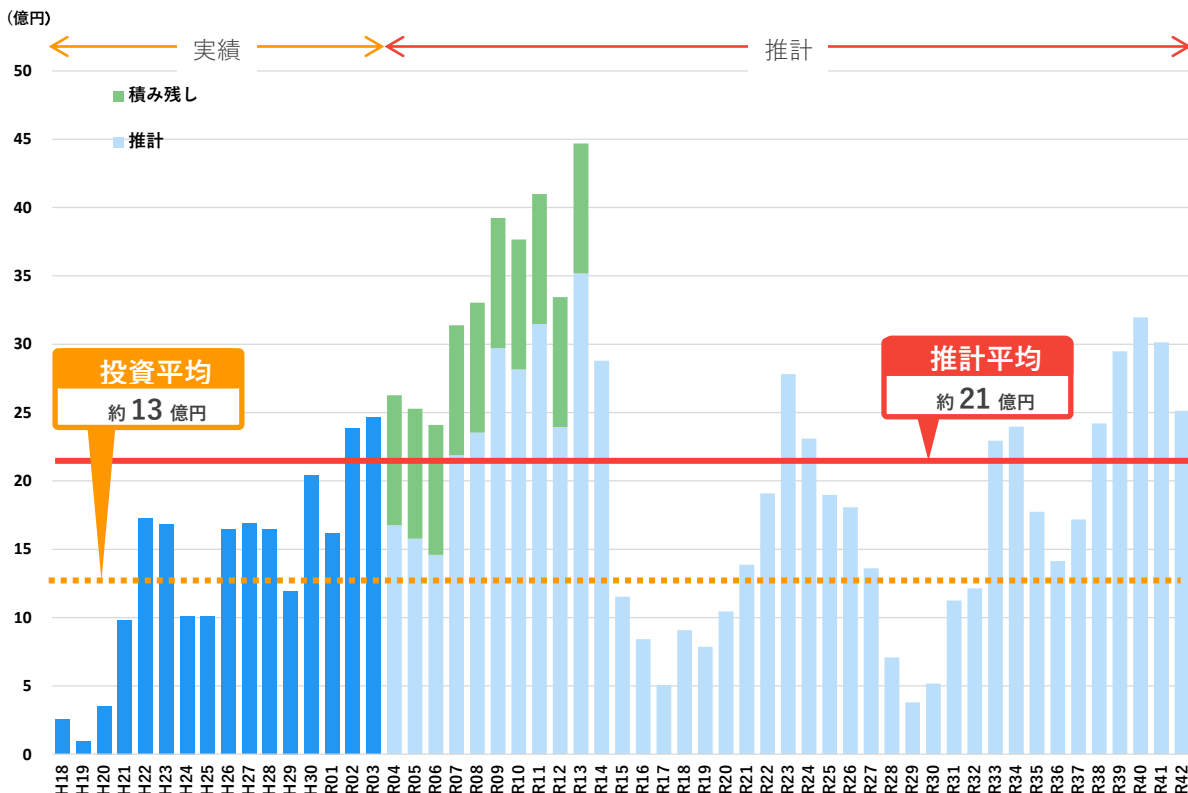
財政基盤がおおむね安定した平成 26 年度から平成 28 年度までは、将来的にも適正な公債費負担となるようシミュレーションを行い、学校をはじめとする、やや強めの建設投資をしています。

また、平成 29 年度以降は、学校給食センターや生涯学習センターなど、老朽化した建物の改修のため、大型の建設投資に着手しています。

建物に対する投資実績には、多少の増減があるものの、平成 18 年度から令和 3 年度（見込）までの平均投資額は、現在の財政状況としては適正な水準であると判断しています。しかし、財政状況を適正に保つために「先送りされてきた」建物があることもまた現状です。

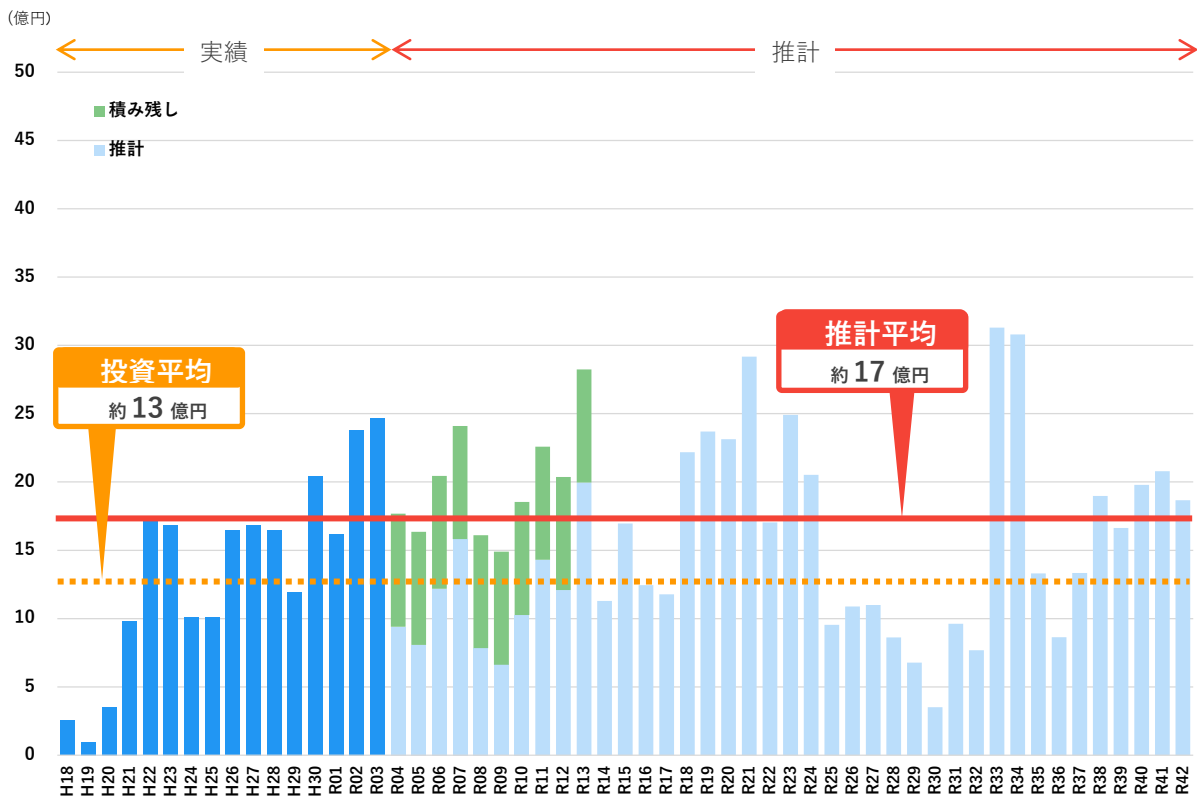
現在保有している公共施設を今後もそのまま保有し維持する場合、令和 4 年度から令和 42 年度までに必要となる現状の建物の大規模改修又は再調達費用は約 828 億円で、単年度平均では約 21 億円となります。

図 12 建物を耐用年数経過時に単純更新した場合の推計



また、これまでに策定した実施方針や各個別施設方針に基づき、施設の除却や長寿命化を実施した場合、令和4年度から令和42年度までに必要となる建物の大規模改修又は再調達費用は約672億円で、単年度平均では約17億円になると推計されます。

図13 建物の長寿命化対策等を反映した場合の推計



平成18年度から令和3年度（見込）までの建物関係の平均投資額は、年間約13億円となっています。

これらの費用について、実績から単年度平均5億5千万程度の補助金等が充当できるものと仮定し、現状の財政状況から建物の大改修や改築のために起こすことができる地方債の限度額を4億円とした場合、長寿命化対策等を反映した場合でも、必要な一般財源は、令和42年度までで約302億円、単年度平均で約8億円になります。

この額は、平成18年度から令和3年度までの一般財源平均額約3億円と比較すると2倍以上の額を要することとなります。

つまり、現在の町税収入・交付税交付状況・大規模改修や改築等に係る補助金制度等が現状のまま続くとしても、既存の建物をこのまま保有し続けることは、「財政的な課題」があることがわかります。

推計に用いた単価は、地域差による±10%程度の増減等があるものとされていますが、それを減額考慮しても、今後必要となる一般財源は多額になるものと予測されます。

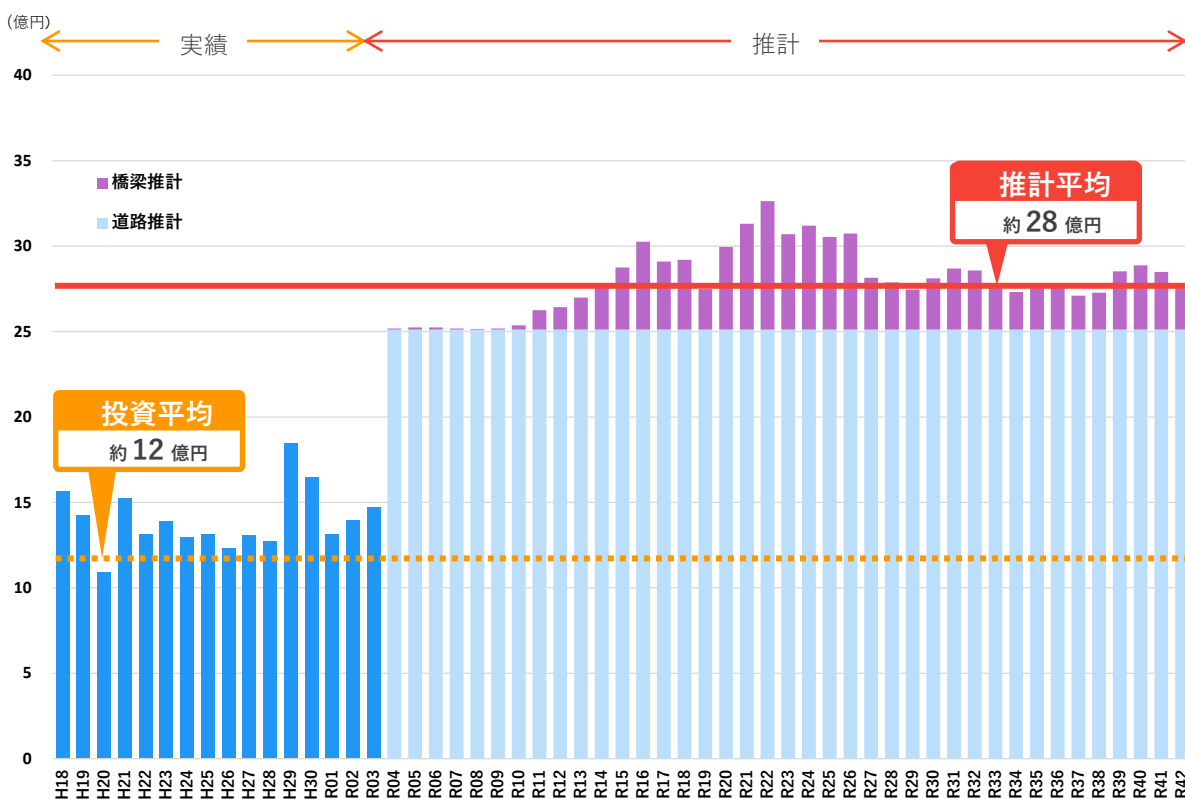
しかし、財政的な課題という理由だけで必要な建物を単純に縮小整理していくことはできません。

建物の効率的な維持管理や延命手法の確立又はそれらに対する民間活力を模索し、建物の適正配置を分析しながら、財政的な課題の改善に向け個別計画を策定していきます。

3 道路・橋梁への投資実績と今後の改修等費用の推計

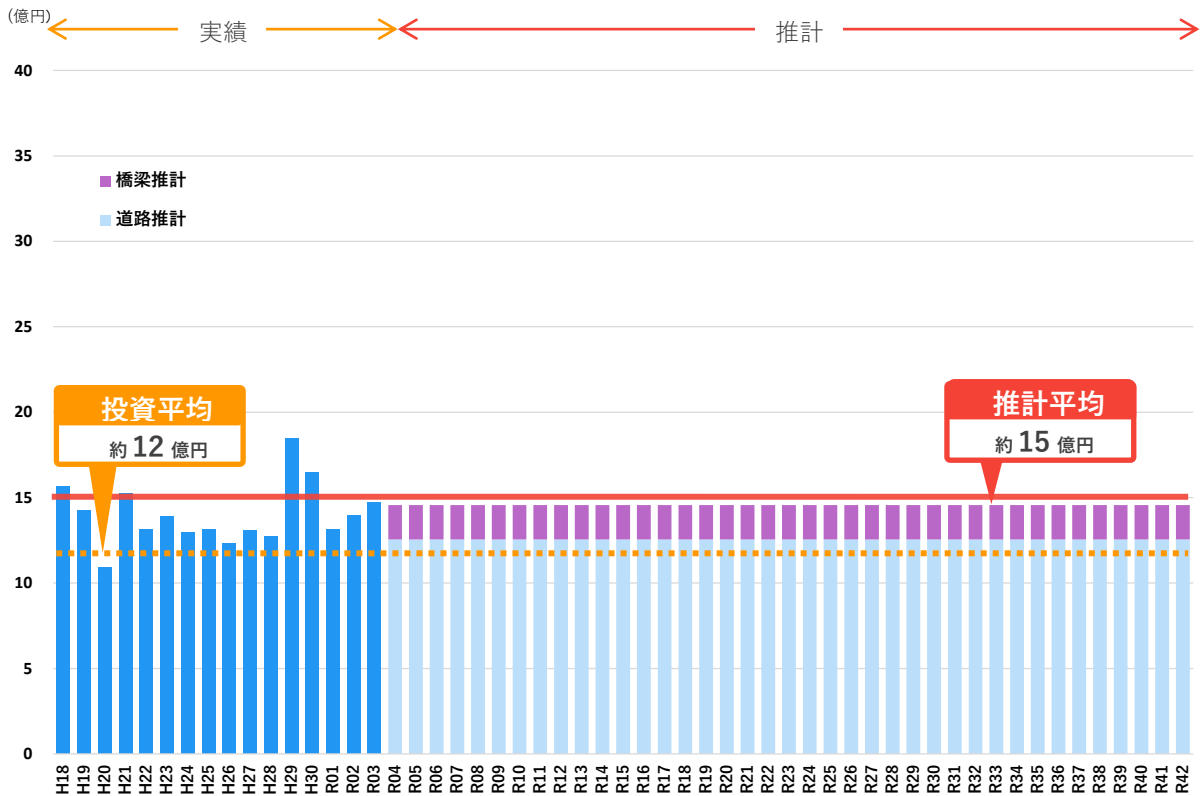
現在保有している道路・橋梁を耐用年数経過時に単純更新する場合、令和4年度から令和42年度までの39年間で約1,093億円、単年度平均では約28億円の改修等費用が必要になると推計されます。

図 14 道路・橋梁を耐用年数経過時に単純更新した場合の推計



また、これまでに策定した実施方針や各個別施設方針に基づき、道路・橋梁の長寿命化対策等を実施した場合、令和4年度から令和42年度までの39年間で約568億円、単年度平均では約15億円の改修等費用が必要になると推計されます。

図 15 道路・橋梁の長寿命化対策等を反映した場合の推計



道路・橋梁については、平成18年度から令和3年度までは、道路改良舗装のほか、固定的な維持管理費用を含め計上しています。

道路は建物と違い、実耐用年数が到来してもその路線全てが危険を伴う老朽化とはならず、部分的な補修や打ち替えにより対応することが可能です。

よって、今後は、国の補助等を模索しながら幹線道路を中心とした「道路修繕改修計画」を策定し、路面評価による「部分補修」と「路線単位の再調達」の基準を定め、一定の予算規模を考慮しながら維持・改修を実施していきます。

橋梁については、平成25年4月に橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、常に点検を行いながら建築時の強度等を保持する方針としています。

今後は、点検・修繕済の橋梁延命措置情報をどのように本計画に反映させ、その他橋梁の延命措置計画に反映していく等、「情報管理と活用方法」の整理と連携の手法を検討していきます。

なお、平成18年度から令和3年度までの道路関係平均投資等額は、約12億円、起債

は約3億円、補助等は約5億円で、一般財源は約3億5千万円となっています。

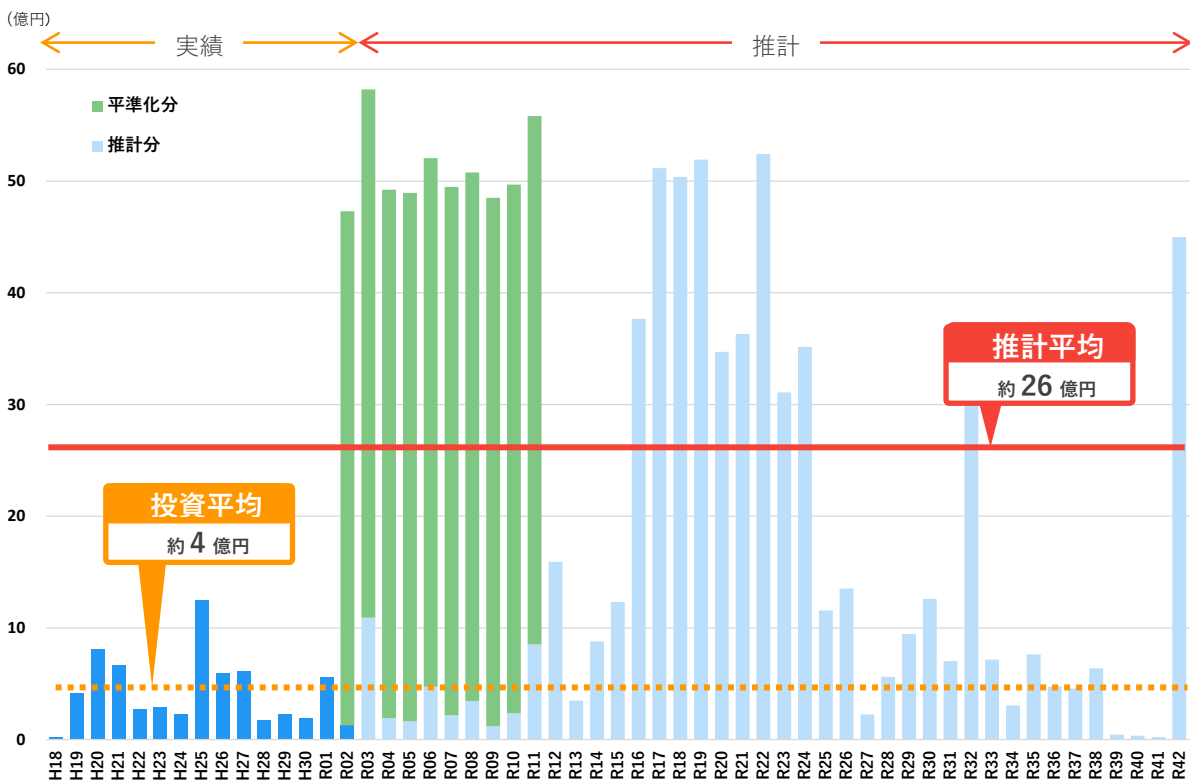
国の財政状況が厳しい中、今後も同程度の補助金を期待できるとは限らず、補助金の動向によって事業量が増減する可能性は大きいですが、この12億円を目安に適切な維持・改修を継続していきます。

4 水道及び下水道施設等への投資実績と今後の改修等費用の推計

水道施設

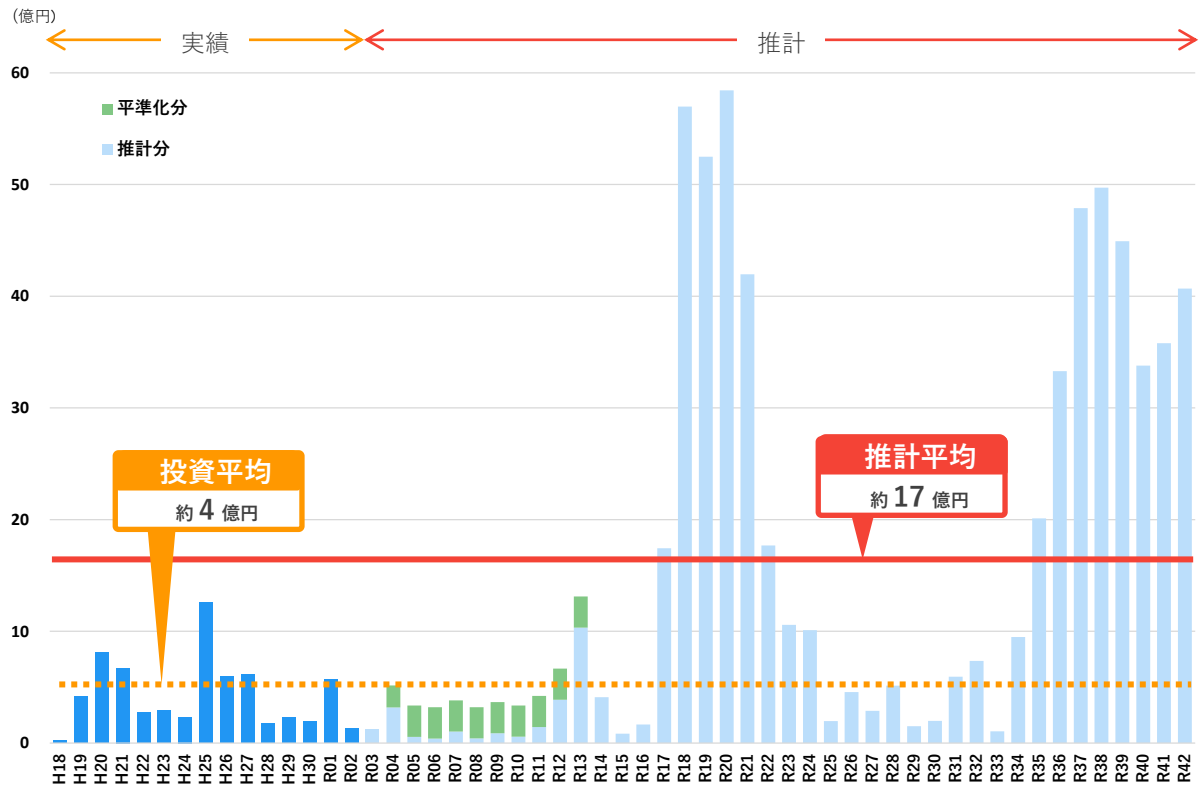
水道施設等について、現在保有している施設等を耐用年数経過時に単純更新する場合、令和4年度から令和42年度までの39年間で約999億円、単年度平均では約26億円の改修等費用が必要になると推計されます。

図 16 水道施設等を耐用年数経過時に単純更新した場合の推計



また、これまでに策定した水道事業経営戦略やアセットマネジメント計画等の各個別施設方針に基づき、水道施設等の長寿命化対策等を実施した場合、令和4年度から令和42年度までの39年間で約665億円、単年度平均では約17億円の改修等費用が必要になると推計されます。

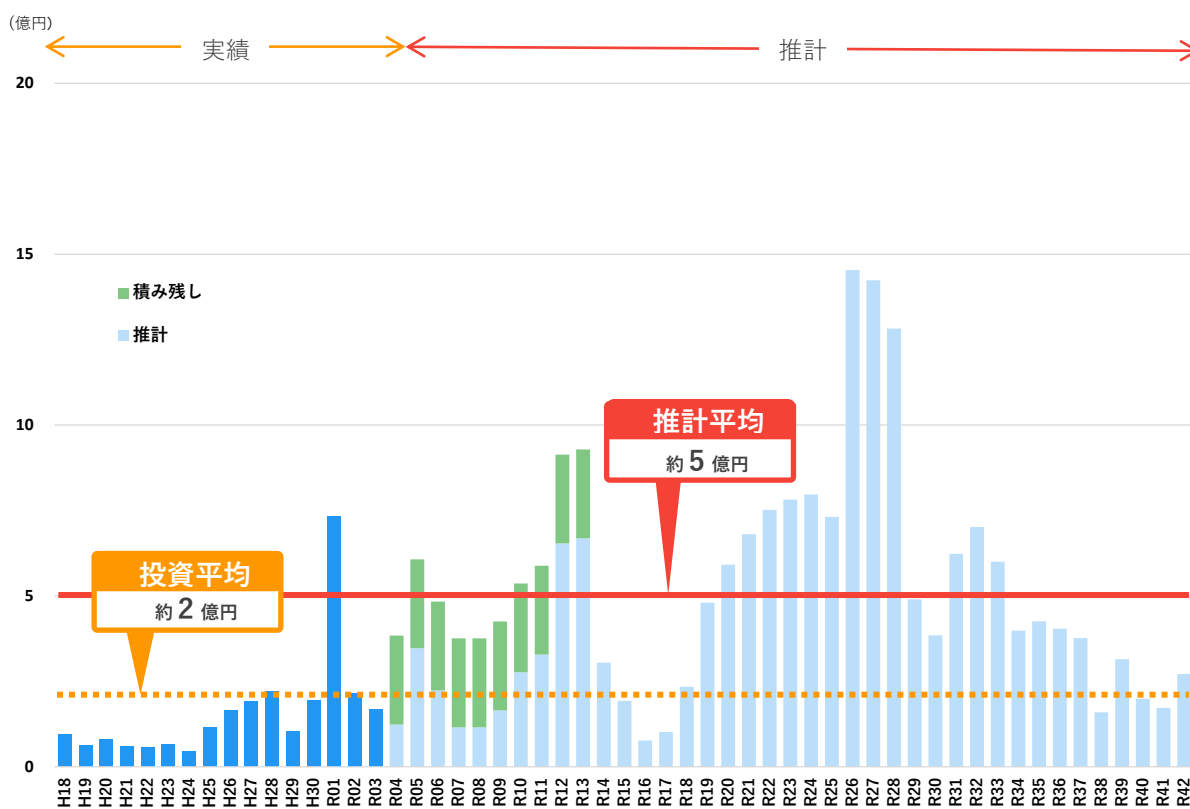
図 17 水道施設等の長寿命化対策等を反映した場合の推計



下水道施設等

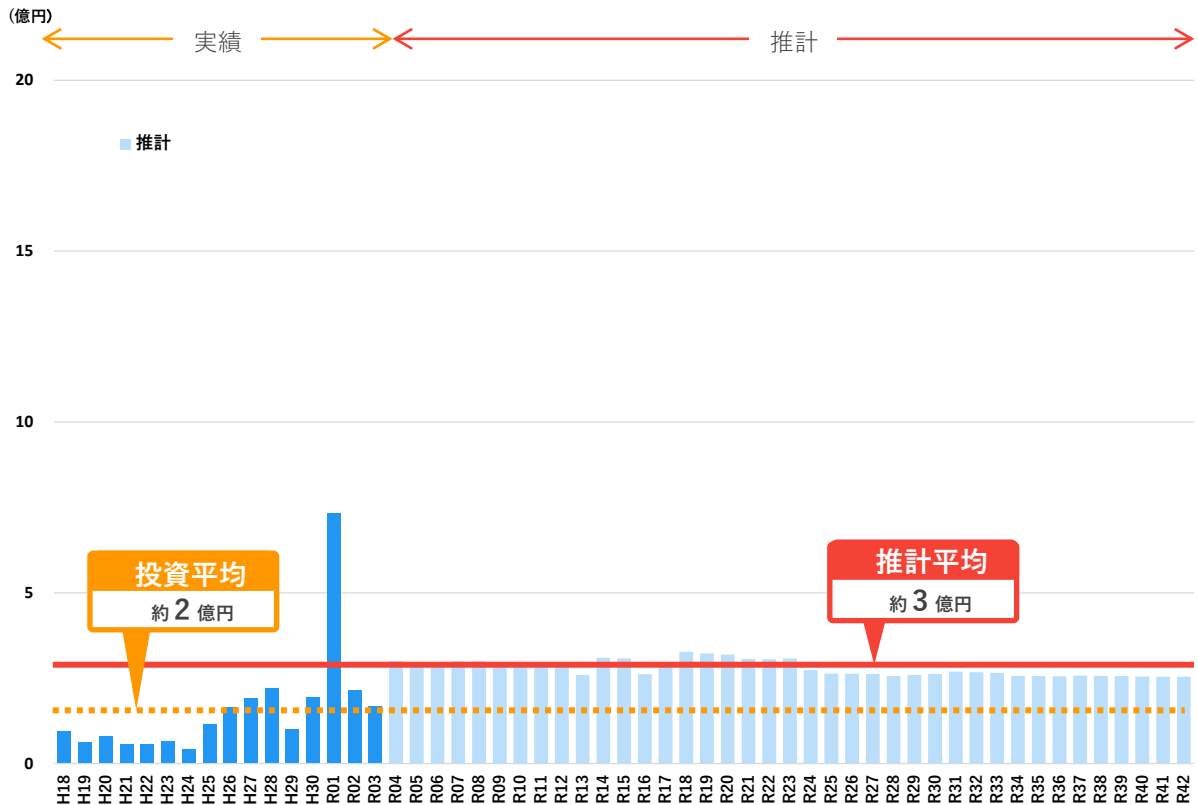
下水道施設等について、現在保有している施設等を耐用年数経過時に単純更新する場合、令和4年度から令和42年度までの39年間で約210億円、単年度平均では約5億円の改修等費用が必要になると推計されます。

図 18 下水道施設等を耐用年数経過時に単純更新した場合の推計



また、これまでに策定したストックマネジメント計画等の各個別施設方針に基づき、下水道施設等の長寿命化対策等を実施した場合、令和4年度から令和42年度までの39年間で約109億円、単年度平均では約3億円の改修等費用が必要になると推計されます。

図19 下水道施設等の長寿命化対策等を反映した場合の推計



水道管路については、「国営かんがい排水事業」により順次布設替えを進めており、事業完了後に資産整理が終わると、町に引き継がれることとなります。

また、下水道管路の全面的な布設替えについては、まだ先のこととなり、管路の全面的な布設替えについて検討を始めることは当面の間ありませんが、一方で、水道及び下水道施設については、浄水場や下水道処理施設等に係る老朽化が進行しており、耐震化改修の実施について検討を進めていく必要があります。

水道及び下水道の施設等については、町民生活に欠かせないインフラ資産であることから、別に策定している長寿命化計画等により計画的に改修を進め、老朽度、事業実施手法や実施規模等を適宜見極めながら、安定的な施設等の運用を図っていく必要があります。

5 中長期的な経費の見込みと効果額

公共施設とインフラ資産を併せた「公共施設等」の更新等に係る経費をまとめたものが、次の【表 10】になります。

公共施設等を現在そのまま保有し続け、耐用年数経過時に単純更新した場合の推計と、各個別施設計画に基づき、長寿命化対策等を行った場合の推計の比較による効果額は、令和4年度から令和42年度までの39年間の合計で約1,102億円と見込まれます。

表 10 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

区分	分類名	(A) 維持管理 修繕 (億円)	(B) 改修 更新等 (億円)	(A)+(B) 合計 (億円)	(C) 耐用年数経過 時に単純更新 (億円)	(A)+(B)-(C) 長寿命化対策 等の効果額 (億円)
普通会計	建築物	41	624	665	816	▲ 151
	インフラ資産	36	568	604	1,129	▲ 525
	計	77	1,192	1,269	1,945	▲ 676
公営事業 会計	建築物	6	48	54	61	▲ 7
	インフラ資産	16	774	790	1,209	▲ 419
	計	22	822	844	1,270	▲ 426
合計		99	2,014	2,113	3,215	▲ 1,102



第3章

公共施設等の総合的かつ
計画的な管理に関する
基本的な考え方

第1章では、計画策定の背景と目的、本町の特徴についてまとめ、第2章においては、本町の公共施設等を、「建物」と「道路・上下水道施設（インフラ資産）」ごとに、その保有状況や整備経過、今後の見通し等について全体像をおさえました。

本町の産業構造、地理的要件等により、人口に比して多くの資産を抱えていますが、これまでは、地方債（借金）を起こしながらも、その整備に見合う国の補助金又は地域特性による交付税等の措置もあり、なんとか資産を改築・維持してきました。

しかし、国は、今後予想される人口減少等の社会構造の変化により、公共施設等の整備に係る財源の確保が厳しくなるとして、既に「改築」から「長寿命化」へと考え方をシフトしています。そのため、改築の補助要望を行っても採択されないケースが増え始めました。これは、道路等の社会基盤資産においても同様です。

このような現状から、本町も「必要な資産を可能な限り長く使う」という視点から課題を把握し、検討すべき方向性を計画する必要があります。

1 少子高齢化の進行

本町の人口は、昭和35年の21,878人をピークに減少傾向に転じており、人口推計においても、今後人口減少が継続すると推計しています。更には、人口の減少と同時に、少子高齢化の進行も見込まれます。

また、地域によって人口の増減や年齢構成の推移も異なることが想定され、世代構成の変化により、公共施設等へのニーズも変化することが予想されます。

このような状況の変化に合わせた施設規模の見直し、既存公共施設等の再活用や整備を通じ、町民のニーズに的確に対応する必要があります。

2 財政の状況

今後、本町が保有する公共施設とインフラ資産の更新費用は多額の費用を要する試算となっており、過去の公共施設等にかけてきた投資的経費の年平均額を超える投資が必要となります。このことから、負担の集中する時期を考慮しながら、中長期的な視点で公共施設等への投資計画を検討していくことが必要です。

また、将来的な人口減少による歳入の減少も見込まれ、全ての公共施設等を現状どおりの規模で更新することは、財政上困難といえます。

今後は、維持管理費をはじめとして、いかに施設等に関する経費を縮減しながら、効率的な施設等運営を行っていくかが課題となります。

3 公共施設等の老朽化

建物の耐用年数は、その用途や構造に着目し、会計上では「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（「法耐用年数」といいます。）に基づいて設定されます。

【表 11】は、建物の分類ごとの老朽度と、現在の建物が令和 10 年度末を迎えた時に、法定耐用年数を経過する建物がどの程度までに増えるのかを集計したものです。

(A) は、法耐用年数を経過している棟数、(B) は、民間企業等でも作成される貸借対照表において「建物減価償却累計額÷建物取得価格」で分析できる資産老朽化比率指標と同様のもので、建物の「古さ」を数値的に表しています。

(C) と (D) は、本計画の終了期間において、現在の保有状態のまま建物を維持していくと過程した場合の法定耐用年数を基準に老朽度の状況を表しています。

令和 10 年度での老朽度は 70% を超え、計画的に建物の老朽化対策を実施していく必要があります。こうした現状から、公共建築物の更新のみならず、延べ床面積の縮減や、延命措置の実施又は解体・除却による公共建築物の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

また、道路等のインフラ資産においても、高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化の進行や更新時期の集中が見込まれ、対応方法を検討していく必要があります。

表 11 建物分類別老朽度と今後の見込

分類名	現棟数 (棟)	(A) 法耐用 経過 (棟)	(B) 法耐用 老朽度 (%)	(C) R10年 法耐用 経過 (棟)	(D) R10年 法耐用 老朽度 (%)
町民交流	48	34	83.13	37	90.62
社会教育	6	3	69.74	4	79.14
スポーツ	36	12	74.48	23	88.53
観光施設	50	41	81.79	44	94.09
農林水産	41	23	68.24	28	84.93
学校教育	50	19	58.39	26	70.32
子供子育て	16	5	56.62	6	75.11
福祉医療	12	4	42.20	5	58.30
公営住宅	68	3	40.44	12	53.16
環境衛生	15	7	80.91	8	92.17
行政施設	40	11	40.14	23	54.71
職員住宅	161	148	87.39	153	92.31
普通財産	64	61	94.64	62	98.63
合計	607	371	61.01	431	73.44

前節では、本町の公共施設等を取り巻く現状や課題について整理しましたが、課題の解決に向け、公共施設等をより一層、効果的・効率的に活用していく必要があります。

このことから、次の4つの項目を本計画の基本方針とし、公共施設等の適正管理に向けた取り組みを進めることとします。

1 基本方針

1 計画的な点検や修繕等による長寿命化の推進

- 今後も継続的に使用する施設については、定期的な建物点検の実施や、中長期的な視点に立った計画的な修繕・改修などの施設等保全を行い、改築を中心とする老朽施設の更新から、施設の長期活用を基本とし、長寿命化対策を推進します。

2 必要な機能の維持に配慮した施設保有量の最適化

- 今後の財政状況や人口規模に応じて、適切な施設保有量の検討を行います。
- 用途を終えた施設については、安全性を考慮しながら除却を進めるとともに、類似用途の施設や利用率の低い施設等を考慮し、施設等の集約化、再配置、規模の適正化等に係る検討を進め、効果的・効率的な施設配置を目指します。

3 町民のニーズに対応した施設の利活用

- 人口構造や社会情勢の変化による町民ニーズの多様化、防災機能やユニバーサルデザイン、環境に配慮した取組など、施設の必要性や今後のあり方について検証しながら、町民のニーズや利用状況等に応じて、施設機能の見直しや用途変更などにより既存施設の有効活用を図ります。

4 費用負担の平準化

- 公共施設等の更新が集中する時期に備え、安全確保を優先しながら更新時期を調整し、持続可能な財政運営のため、投資的経費の平準化を図ります。

2 点検・診断等の実施方針

点検・診断は、施設を安全・快適に維持・運用するために基本となる行為です。

公共施設等を良好な状態で維持しながら、施設管理者による日常的な点検、法令等に基づく定期点検の実施に加え、清掃、補修、保守などを効果的に実施します。

また、技術系職員以外でも取り組める、簡易劣化診断の取り組みを進めます。

3 維持管理・修繕・更新等の実施方針

事後保全的な維持管理から予防保全的な維持管理への移行を図り、施設の重要度や劣化状況に応じ、長期的な視点で優先順位をつけて、計画的に改修・更新を進めます。

また、営繕担当部署と施設所管課が連携しながら対応することによって、町全体の維持管理に係る体制強化を図ります。

4 安全確保と耐震化及び国土強靱化の実施方針

平成 17 年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの建物が深刻な被害を受けました。

特に新耐震基準が導入された昭和 56 年以前に建設されたものに大きな被害があったと分析されています。

また、平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震では、公共施設が使用不能となり、行政機能が停止した例もあったことは、記憶に新しいところです。

本町においても、平成 5 年の釧路沖地震（M7.8）・平成 6 年の東方沖地震（M8.1）・平成 15 年の十勝沖地震（M8.0）等、平成に入ってから幾度となく大地震の被害を受けました。道東付近の海底は、破壊現象を起こすエネルギーが蓄積されやすいと言われており、今後も、大地震の想定を避けることはできません。

多くの公共施設が災害復旧の司令本部として又は被災者の避難場所として利用されることを踏まえると、その有用性や必要性が再認識されています。

そのため、そもそもの用途的安全性は当然のことながら、今後想定される大地震等の発生時においても十分に機能するように、必要な公共施設の耐震性保持・維持管理は、行政の重要な役割の一つです。

次頁【表 12】について、建物として管理するもののうち、不特定多数が常時利用する公共施設又は公営住宅や普通財産等住民に貸付を行っている公共施設は、おおむね（B）の棟数となります。（B）の棟数のうち「建築基準法に基づく現行の耐震基準が制定された昭和 56 年度以前」の建物を（C）欄に、その建物に対し耐震改修を実施した棟数が（D）欄となり、それらを差引したものを耐震化未実施数として（E）欄に示しています。

普通財産を除くと耐震化率は 97%を超えています。普通財産を含めると 86%程度に下がります。これは、普通財産が行政目的を終えた建物であるため、大規模な延命措置を実施していないことによるもので、「普通財産」として分類される建物のあり方については、安全性の観点からも早急に整理します。

併せて、【表 12】では、耐震化未実施の建物を記載しています。現在、改築に向け具体的に動き出しているもの、行政財産としての目的を終え解体の検討が始まるもの等も含まれていますが、積み残されている建物について、方向性を明確にしなければなりません。

また、本項での耐震化に関する数値分析には職員住宅を含めていませんが、職員住宅についても耐震化が必要であるため「職員住宅の適正配置」と併せて検討していきます。

表 12 建物種別老朽度と部分改修の状況及び今後の見込

分類名	(A) 現棟数 (棟)	(B) 多数常時 利用施設 (棟)	(C) (B)の内 S56年前 (棟)	(D) (C)の内 耐震済 (棟)	(E) 耐震化 未実施 (棟)	耐震化未実施の主たる建物 その他、特筆すべき建物
町民交流	47	39	7	5	2	中央公民館、西公民館別棟
社会教育	6	3	1	0	1	郷土資料館
スポーツ	36	21	2	1	1	旧美原小学校体育館
観光施設	50	5	0	0	0	
農林水産	41	20	0	0	0	
学校教育	50	33	12	12	0	
子供子育て	16	13	1	1	0	
福祉医療	12	12	1	1	0	
公営住宅	68	68	1	0	1	中西別振興住宅 1 号
環境衛生	15	0	0	0	0	
行政施設	40	27	0	0	0	
職員住宅	161	0	0	0	0	
普通財産	64	61	35	0	35	旧独身寮、旧消防、旧保健センター等
合計	606	302	60	20	40	

普通財産込み耐震化率 1- (E) / (B)	86.75%
普通財産除く耐震化率 1- (E) / (B)	97.93%

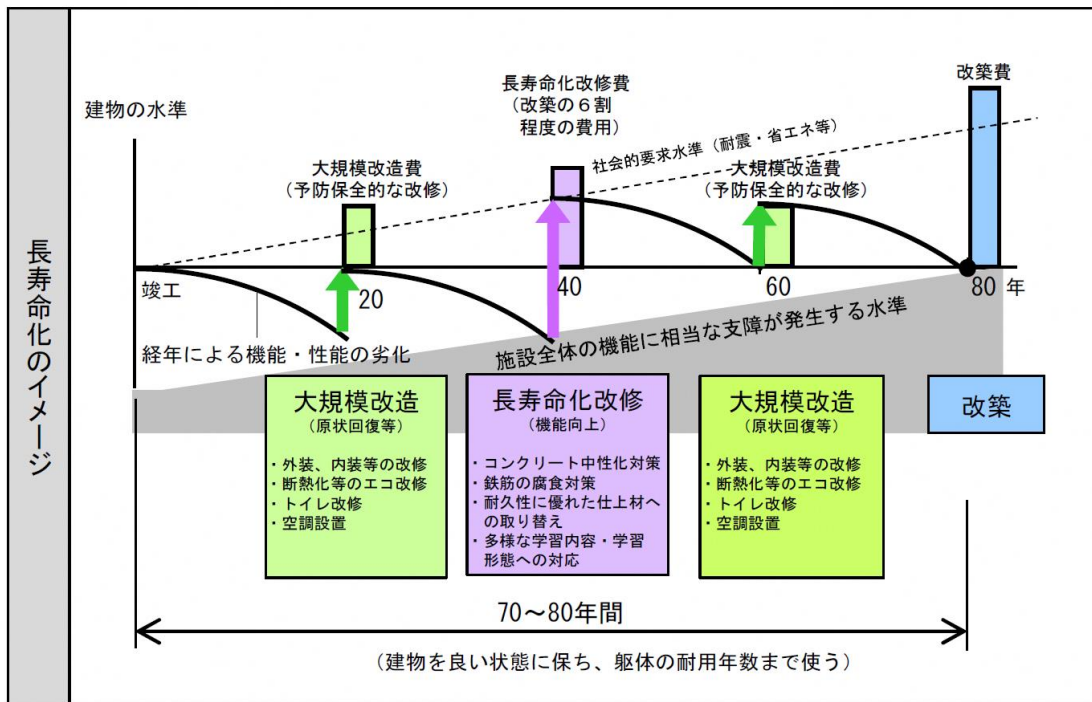
5 長寿命化の実施方針

長寿命化とは、建物の使用年数に対して、一般的に建物の物理的な使用年限を残したまま機能性や快適性の低下等を要因として建替えが選択されてきたことに対し、適切な時期に適切なメンテナンスを実施することによって、物理的な使用年限近くまで建物を安全・快適・機能的に活用し続けることをいいます。

点検・診断の結果を適切に管理・活用し、個別施設計画に基づく修繕・改修を行うことにより、可能な限り施設等の長寿命化を図ります。

また、長寿命化改修を行う場合には、建物寿命の延命だけでなく、建物面積の削減や機能性の向上、社会的なニーズを取り込むことに加え、費用対効果を検証しながら改修内容を検討します。

図 20 長寿命化のイメージ



出典：文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(平成 27 年 4 月)

6 ユニバーサルデザイン化の推進

少子高齢化や障がいのある人の増加、国際化など社会環境が大きく変化する中で、施設のあり方についても、この変化に対応していくことが必要となっています。

公共施設等の改修や更新等を行う際には、町民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安心・安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインへの対応に努めていきます。

7 環境負荷の低減

近年、世界的に地球環境に対する意識が高まっており、国は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指しています。

本町においても、施設等の脱炭素化を推進するため、費用対効果を踏まえた上で、高効率の照明や空調設備の改修、断熱改修等の省エネルギー改修や再生可能エネルギーの導入等に取り組んでいきます。

8 施設等の統合や廃止の推進方針

町財政が厳しい状況が続く中、持続可能な町政運営を行うためには、公共施設等の再編・整理に取り組んでいく必要があります。

本計画の基礎資料を参考に、改修や建替の時期を目安として、近隣施設・類似施設の有無や、人口動向、利用状況等の視点を勘案した上で、必要に応じて集約・複合化による町民サービスの向上と管理コスト節約の可能性などを検証し、総合計画とも歩調をあわせながら、地域のニーズに即した施設あり方について検討を進めていきます。

また、用途を終えた施設等については、安全性の観点から早期に解体・除却を進めます。

計画期間内に解体・除却を予定する施設

番号	施設名	面積 (㎡)
1	トドワラ休憩所トイレ (ネイチャーセンター横)	33.08
2	別海小学校旧教員住宅 (233号)	60.48
3	別海小学校旧教員住宅 (267号)	60.48
4	別海中学校旧教員住宅 (267号)	60.48
5	中央公民館	1,811.89
6	旧保健センター	876.72
7	別海小学校旧教員住宅 (266号)	60.48
8	別海中学校旧教員住宅 (337号)	60.15
9	光進小中学校旧教員住宅 (326号)	66.15
10	旧役場職員独身寮	390.42
11	西春別中学校旧教員住宅 (309号)	60.48
12	旧別海小学校校舎	1,449.00
13	旧別海小学校体育館	347.00
14	旧別海中学校校舎	1,804.00
15	旧別海中学校体育館	372.00
16	ふるさと交流館 屋外物品庫	64.26

9 公共施設の床面積等に関する目標の設定

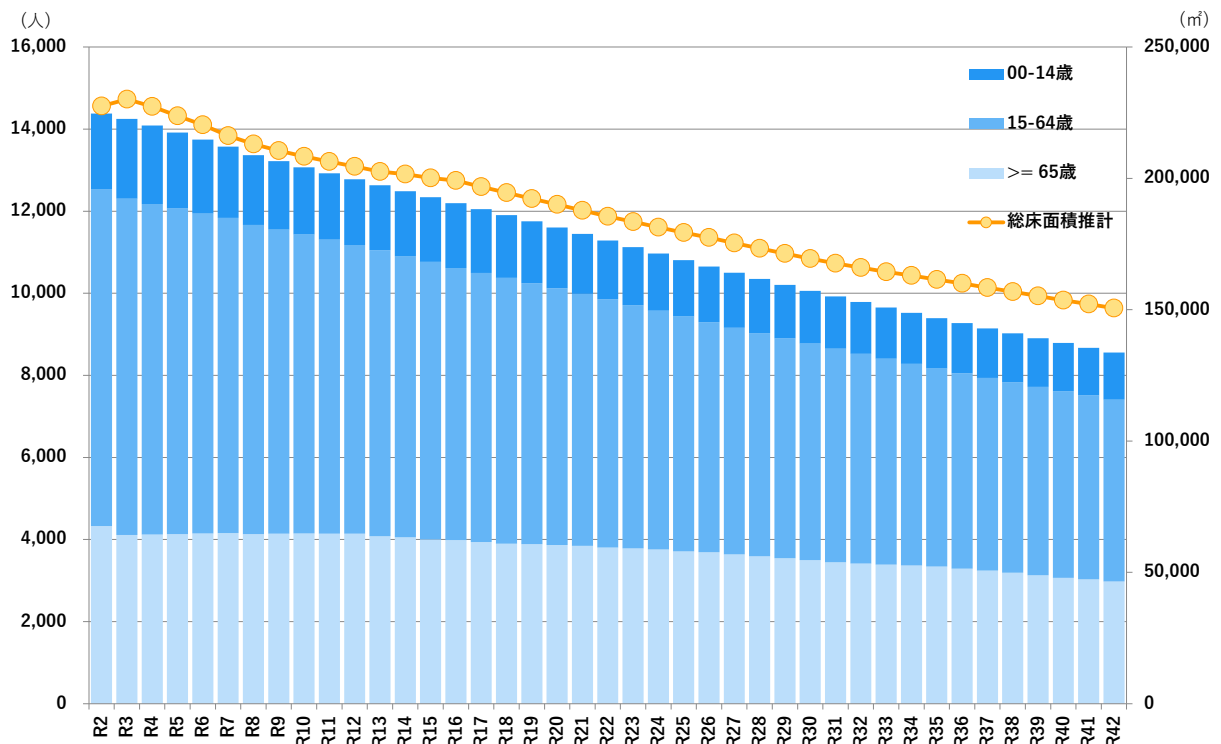
第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、各種人口推計法を基本に、更に産業の振興・移住の促進・子育て環境の充実・定住促進の4つの基本方針に基づく人口減少対策を講じることによる効果を見込む独自推計として、令和42年末の目標総人口を8,500人以上と決めました。その推計値をまとめたものが【図21】の棒グラフです。

総人口が減ることは、公共施設利用者の減少につながり、国は、それを根拠として建物縮小の検討や複合化を進める検討が必要だとしています。

しかし、人口が減り利用者が減っても規格的な要件や質的要件等で床面積を縮小することができないものや、福祉施設等においては、高齢層が増加することにより逆にニーズが高まることも予想されるため、単純に全体人口推計に比例した床面積の減を目標とすることはできません。

よって、年齢構成別の人口推計値による影響を踏まえつつ、建物分類ごとに増減係数を付し、機械的に推計した床面積の値が【図21】の折れ線グラフです。

図21 別海町人口推計と公共施設等総床面積の目標値



普通財産の整理は、解体ばかりではなく他の用途への転用も十分に考えられるため一律に減少を見込むことはできない面もありますが、【表 13】のとおり、町が所有する建物の令和 10 年度末の床面積を約 208,000 m²、削減面積約 20,000 m²を「基準値」と位置づけ、可能な限り基準値を目指しながら、公共施設等の配置を考えていきます。

表 13 別海町人口推計と公共施設総床面積の目標基準値

項目	R2	R10 推計		R42 推計	
		各数値	対 R2 増減率	各数値	対 R2 増減率
0歳から14歳人口（人）	1,949	1,637	83.99%	1,150	59.00%
15歳から64歳人口（人）	8,713	7,284	83.60%	4,429	50.83%
65歳以上人口（人）	4,165	4,149	99.62%	2,977	71.48%
人口計	14,827	13,070	88.15%	8,556	57.71%
建物床面積（m ² ）	227,491.70	208,326.57	91.58%	150,584.18	66.19%
建物床面積※普通財産除く	220,108.52	202,143.39	91.84%	149,201.00	67.79%
住民 1 人当り床面積（m ² ）	15.34	15.94	103.91%	17.6	114.73%
住民 1 人当り床面積（m ² ） ※普通財産除く	14.85	15.47	104.18%	17.44	117.44%

第3節

施設別類型別の方向性

1 建物

(1) 職員住宅

棟数の多さはもとより、老朽度も進んでいる分類の一つに「職員住宅」があげられます。構成状況は、教職員住宅 133 棟、医師住宅や看護師宿舎等 11 棟、町職員住宅 17 棟です。

職員住宅は、アパート等の民間賃貸住宅のないへき地で勤務する職員・教職員の住宅確保や、医師・看護師等、遠方からのスムーズな人材確保のために、一定程度は、必要な建物であると認識しています。

しかし、昭和後期に建てられたものが多く、更に、近年は民間賃貸住宅の供給が増加している等、社会情勢が大きく変化しているため、老朽化への対応とともに将来にわたる需要を見据えながら適正配置について検討していきます。

(2) 普通財産

最も老朽度が進んでいる分類が「普通財産」です。

普通財産は、行政目的を終えた建物であるため、大規模な延命措置は施さず、本来、長期的な計画を持たずとも時期が到来した段階で解体が予定される建物です。

しかし、行政目的を終えても老朽度に問題がなければ直ちに解体とはならず、有効利用の観点からも一定条件の下で民間等に貸付していますが、どの段階まで老朽化が進むと貸付を停止し解体予定とするのか、必ずしも明確になっていません。

また、普通財産の解体のみに着目せず、移住・定住や地域活性化の観点も含め、民間にとって必要であれば分譲する方法の研究、他の行政ニーズに対応できるのであれば改修等を計画し、再び別の行政財産として「転用」する方法等も考えられます。

このように、あらゆる可能性を模索しながら「普通財産」として分類される建物の整理に向け、具体的な検討に着手します。

(3) その他建物の老朽化の進行

「職員住宅」と「普通財産」を除くと、主たる建物については、おおむね何らかの延命措置を実施してきています。

しかし、今後は、全分類の建物において老朽化が深刻化することから、公共施設等の管理においても、人口減少等、今般をとりまく現状を踏まえ、各施設の個別施設計画に基づき、長期的な視点に立って適切な対策を実施していきます。

(4) 他の個別計画との整合性

国は、改築から長寿命化へと考え方をシフトしている状況にありますが、各省庁における補助事業のうち、橋梁・下水道等の社会基盤資産、建物に関しては公営住宅等において、既に「長寿命化計画の策定」が補助採択要件となっています。

本町の建物では、公営住宅において長寿命化計画を策定し、資産維持を図っています。また、公共施設の大きな割合を占める教育関連建物についても、文部科学省から具体的な長寿命化改修についての手引きが示されている等、今後は、本計画の策定と合わせ、あらゆる分野において個別計画の策定が補助採択要件になるものと予想されます。

本町の「公営住宅長寿命化計画」は、平成 24 年度（平成 25 年 3 月）に策定し、平成 29 年度（平成 30 年 3 月）に見直しを行いました。

生涯費用の軽減や大規模改修・改築に係る費用の平準化を目的に、点検から維持管理・長寿命化改修までの流れについて段階的判定法を用い、団地単位・棟単位で策定しています。計画期間を 10 年間（平成 30 年度から令和 9 年度）と定め、5 年毎の見直しを行うこととしています。

長期的な視点にたった個別計画を策定する際には、公営住宅長寿命化計画の手法を参考にしながら、計画期間や見直しの実施時期、統廃合の考え方のほか、本計画で示す検討すべき方向性を考慮する等、統一的な考え方のもとに作成し、本計画に反映する仕組みづくりを検討していきます。

2 建築設備

これまで「建物本体」について着目してきましたが、建物に附属する「建築設備」の老朽化は、建物本体以上に深刻な現状にあります。つまり、建物本体の耐用年数は長くても、建物用途を機能させる冷暖房設備、給排水設備等は、長く見積もっても 10 年から 20 年程度で大規模な改修・修繕が必要になってきます。

特に、上下水道、ごみ、し尿等、住民生活に密着した「供給処理施設」に係る機械設備（プラント）の改修・修繕は、それを収容する建物以上の費用を想定する必要があります。

公共施設等という位置付けにおいて、現在は、改修や修繕が可能な設備単位での統一的な資産管理は行われていません。法的に必要な設備においては、定期的に点検を実施し指摘に基づいた改修や修繕を行っているものの、それ以外の設備については、突然の故障に対し早急な対応ができていない場合も発生しており、どのようなサイクルで改修・修繕をしなければならないのか、将来的に明確な計画を立て難い現状にあります。

設備の維持管理についても公共施設等の総合的な管理の面から重要なことの一つであるため、建物とは別に「建物附属設備」として分類を整理し、故障の未然防止をしなければならないもの、故障した後でも対応可能なものを明確にする等、その管理手法を検討していきます。

3 道路・橋梁

表 14 道路分類別老朽度と今後の見込

分類名	延長 (m)	(A) 法耐用 経過 (m)	(B) 法耐用 老朽度 (%)	(C) 実耐用 経過 (m)	(D) 実耐用 老朽度 (%)	(E) R10 年度 実耐用経過 (m)
改良	1,068,098.85	8,073.25	57.57	8,073.25	57.57	25,402.91
舗装	800,273.63	758,578.26	97.11	440,169.19	84.66	563,121.64
橋梁	4,700.25	41.18	63.35	41.18	63.35	353.44
未改良	93,358.48	0.00	98.33	0.00	98.33	93,358.48
合計	1,966,431.21	766,692.69	70.21	448,283.62	66.89	682,236.47

上の【表 14】は、分類ごとの老朽度と法耐用年数の比較、令和 10 年度末を迎えた時の予測を集計したものです。道路は、建物と違い「大規模改修」という概念を持たせていないため、実耐用年数を基礎とした老朽度の表示をしています。(D)

舗装部の約 97%の老朽度 (B) は、法耐用年数である 10 年を経過していることによるものですが、これをもって深刻な老朽度と判断するのは現実的ではなく、本町の交通量や自然環境等を踏まえ実耐用年数 30 年を設定すると約 85%の老朽度 (D) となります。

実耐用年数を設定してもなお老朽度が約 85%となる舗装は、やや深刻度が高いと言えますが、舗装道路は、建物の基礎や柱等の全体的な老朽化と違い「部分的補修」により用途を維持できるため、舗装打替えが必要かどうかは、判定基準を含めて個別に道路修繕改修計画を策定し、将来を見据えていきます。

また、橋梁については、平成 25 年度 (平成 25 年 4 月) に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。本計画は、農道橋を含めた全橋梁を対象とし、5 年に 1 度の点検・損傷状況の把握・最適な修繕計画の立案について示しており、基本的に「新設時と同様の品質を確保する」ことに主眼をおき、維持管理に注力することで将来の架け替え費用の抑制を図るものとしています。

今後、個別に策定する道路修繕改修計画や策定済の橋梁長寿命化修繕計画についても、本計画と整備方針について整合性を取りながら、結果を反映していく等の仕組みづくりを検討していきます。

4 水道管路

水道管路の法耐用年数は、40年となっていますが、厚生労働省が平成21年7月に示した「水道事業における資産管理に関する手引き」における資産老朽度判定の考え方は、実耐用年数を60年としており、それぞれの基準に基づき道路と同様の分析項目で整理した表が次の【表15】となります。

表15 水道管路分類別老朽度と今後の見込

分類名	延長 (m)	(A) 法耐用 経過 (m)	(B) 法耐用 老朽度 (%)	(C) 実耐用 経過 (m)	(D) 実耐用 老朽度 (%)	(E) R10年度 実耐用経過 (m)
導水管	21,041.52	4,368.10	70.60	0.00	49.67	0.00
送水管	142,510.58	134,895.52	92.47	0.00	69.38	0.00
配水管	904,449.39	373,920.48	51.46	0.00	35.12	701.83
連絡管	27,846.49	18,283.15	68.33	0.00	46.70	0.00
合計	1,095,847.98	531,467.25	58.72	0.00	41.11	701.83

水道管路においても、「大規模改修」という概念を持たせていないため、実耐用年数を基礎とした老朽度を表示しています。(D)

水道管は、国営事業が完了したものについて町を經由しての引継ぎがある予定で、引継ぎが行われた場合には、法耐用老朽度(B)は大きく下がる見込みです。

また、令和10年度末になると、市街地の一部の配水管から実耐用年数を経過するものが始まってくると思いますが、他の自治体の実績を見ると、水道管の種類によっては100年以上の使用実績もあるため、今のところは町全域にわたる水道管路更新計画を早急に策定しなければならない状況には至っていません。

しかしながら、生命の源である水については、安全かつ安定した供給が使命であり、そのための施設管理には、よりきめ細かい対応が必要となることから、先に記述した浄水場等の建物や設備機器の更新計画はもとより、老朽化が進み始める一部の水道管布設替えや必要な耐震性への対応なども考慮した個別の整備計画を長期的な視点で策定するなど、本計画と整合性を取りながら進めていきます。


5 下水道管路

下水道管路の法耐用年数は50年となっていますが、水道管路の考え方を踏襲し、法耐用年数の1.5倍である75年を実耐用年数として分析した表が次の【表16】になります。

下水道管路においても「大規模改修」という概念を持たせていないため、実耐用年数を基礎とした老朽度を表示していますが、下水道管は、比較的新しい事業であり、かつ耐用年数も長いことから、町全域にわたる更新計画を策定するほどの老朽度には至っていません。

表 16 下水道管路分類別老朽度と今後の見込

分類名	延長 (m)	(A) 法耐用 経過 (m)	(B) 法耐用 老朽度 (%)	(C) 実耐用 経過 (m)	(D) 実耐用 老朽度 (%)	(E) R10年度 実耐用経過 (m)
特定環境	56,505.77	0.00	62.89	0.00	41.93	0.00
農業集落	12,867.73	0.00	50.80	0.00	33.87	0.00
漁業集落	19,536.63	0.00	55.47	0.00	36.98	0.00
雨水管	2,583.70	0.00	70.19	0.00	46.79	0.00
合計	91,493.83	0.00	60.39	0.00	40.26	0.00

A blue circular graphic with a white border, containing the text '第4章' in white.

第4章

実行体制の整備等

第1節 実行体制の整備

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、マネジメントシステムの基本である Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）からなる PDCA サイクルにより、進捗状況を評価・検証し、改善を進めます。

個別の施設計画については、積極的に各部署の情報の共有を図りながら、PDCA サイクルによる評価、見直しを繰り返し、その結果を適宜計画に反映させるよう努めていきます。

2 資産の管理体制

現在、本町の公共施設の整備や維持管理は、施設を所管する各部署が担っています。

各部署が建設から維持管理までを実施することは、専門的なニーズに柔軟に対応できる反面、町の施設として一定の方針や相互の連携・調整が不足する課題があります。

公共施設の整備や運営、維持管理をばらばらに進めていくことは、財政的に非効率であるだけでなく、公共施設が抱える問題や課題への対応を遅らせる要因の一つであるとして、先進的な自治体では、公共施設情報の一元的管理や評価を進める一方、効率的な投資計画等を実現するため、公共施設マネジメントを推進する行政組織の整備を進めています。

公共施設マネジメントを所管する新たな部署の創設や、庁内の連携を強化するためのプロジェクトチームの設置、また、それ以外では施設評価を行うための付属機関、研究会等の設置（有識者委員会等）等の取組みがみられますが、本町においても、施設管理を各部署が担うメリットを失わずに、かつ、財政状況や予算編成にも反映し得る公共施設等情報の一元的管理や評価が行える体制づくりについて検討していきます。

3 資産整理から進めることができる公会計制度

これまで法的に必要とされていた「量」の管理だけではなく、「量と経済的価値」の整理を施設単位や、道路では路線単位で行ったことにより、総額を「貸借対照表」（バランスシート）に計上する準備が整ったこととなります。

平成 27 年度決算から、全国統一的な基準による「公会計」のための財務諸表を作成しています。財務諸表は、町全体の財務状況を把握することを目指していますが、そればかりではなく、施設ごとの財務状況を把握することが可能となっています。

施設ごとの財務状況が把握できると、コストが明確になり、その施設にどの程度の行政負担が必要なのか、適正な使用料の額はいくらなのか等が、一目瞭然で把握できるようになります。

町全体の財務諸表は、他の自治体比較や、全体として経営状況の把握等には有効なものです。前段で示したとおり、町民の財産でもある公共施設のあり方を検討し、具体的な個別計画を立て住民参加のもとに議論をする際には、個別施設単位での財務諸表、つまり「見える化」が絶対必要条件となります。

しかし、個別施設ごとの財務諸表を作成するには、現在の管理体制では、その度に多くの時間が必要になります。

表 17 公共施設等に係る情報管理状況「公共施設等管理の見える化に必要な情報」

情報の種類	整備状況	連携
資産取得価格と減価償却額	固定資産台帳により管理済	なし
施設建設等のための借入額	起債台帳により管理済	なし
施設使用料等の収入状況	財務会計システムで管理済（一部見直し必要）	なし
施設管理費用	財務会計システムで管理済（一部見直し必要）	なし
施設の利用状況	各所管課独自帳票で管理済	なし
改修サイクル管理・今後の費用見込等	公共施設カルテ等、新たな作成が必要	－

上の【表 17】の情報があれば、施設の「見える化」は達成できると考えられます。表に示したとおり、ほとんどの情報が既に「個別に電算化」されており、公共施設カルテ等の作成に用いることが予測される電力使用量等の運営情報も多くの所管部署で独自情報として電子管理されています。

しかし、各情報は、その目的のためだけに管理されており連携されていないという課題があります。

各情報を連携させるためには、単純に情報を媒介する「キー」を設定すれば良いのですが、そのためには時間をかけて共通様式等を定める等、事務フローやシステム構築の見直しが必要となり、かつ複雑な導入作業を要します。しかし、公共施設等の「見える化」に限らず、あらゆる情報の収集・分析効率が飛躍的に向上するため、これらの情報連携と管理体制についても具体的に検討していきます。

4 その他民間活力の検討

公共施設の運営において、見える化が達成されると、そこから新しいアイデアが生まれてくる可能性があります。

公共施設マネジメント分野において昨今注目されているPFI等は、公共と民間の領域に変化をもたらしています。従来の公共は公益性が高く収益性に劣る領域を担い、民間サービスは公益性が低く収益性が高い領域を担っていますが、PFIで担う領域はこれらの中間で、これまで公共が担っていた部分と民間領域の両方に重なるものです。

PFIの導入メリットは、町民に対し安くて質の良い公共サービスが提供されること、公共サービスの提供における行政の関わり方が改善されること、民間の事業機会を新たに創り経済の活性化に貢献すること、等があり、逆にデメリットとして、民間に幅広い業務を任せることになるため、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握して管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性があり、また、業務を任せ企業を選ぶ際には、価格だけでなく企業の持つノウハウや事業計画の内容についても評価しなければならないため、これまでと比べて事前の手続きに要する業務が増え時間も必要となります。

国は、PFIの導入促進を地方自治体にも要請しています。それは、前段で示したPFIのメリットによる効果が大いものと判断されるためです。しかしながら、これまで以上に民間の業務状況を把握して管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招くことになるデメリットに着目すると、PFI検討の前に、まずは、自らが各既存公共施設等の運営状況と将来の見込を把握することから始めなければいけません。そのために必要となるのが「見える化」です。

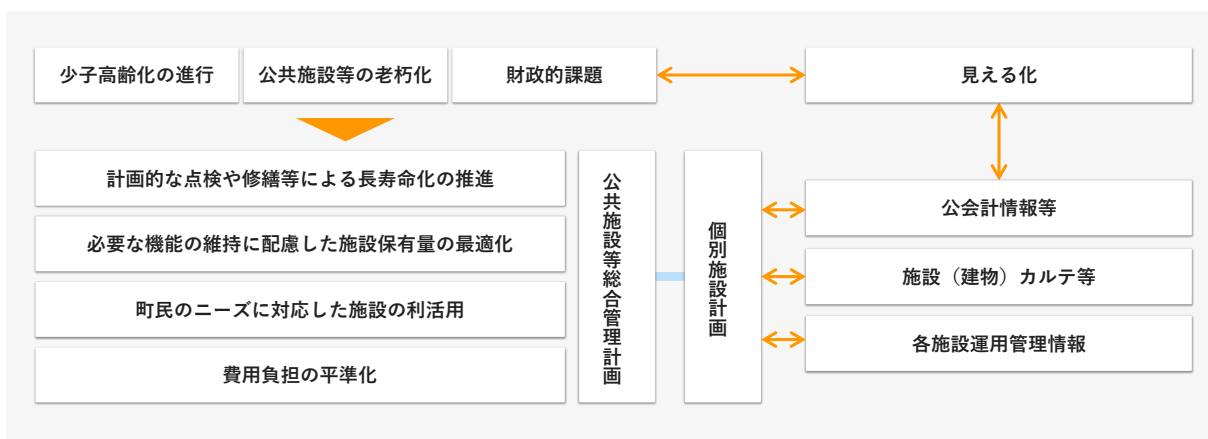
既存施設運営の見える化を達成し、自己施設の運営を分析することにより、大規模改修時又は改築時においてPFIに適するかどうかの事業判断を行うことができ、また、移行後においても、民間の業務状況の把握と管理・指導が適切に行えるものと考えられ、更には、施設運営を公表することにより、民間からのアイデアにも期待することができます。

PFIの導入は、町が所有する施設等の量の最適化又は財政面での負担軽減ばかりではなく、民間によるより良いサービスの提供や、建設や維持管理等、現場での業務を委ねることにより、行政が自ら専ら担う必要性の高い分野へと選択的に人的資源を集中することができます。

このように、公共部門全体における効率性の向上が期待されることから、PFIについては、「見える化」の達成状況を見据えながら検討を進めることとします。

本計画の第3章において、公共施設等に係る課題を把握し、今後の適正管理に関する基本的な方針を示しました。また、前節では、実行体制の整備について整理しました。これを全体的なイメージとして表したものが【図 22】です。

図 22 公共施設等の総合管理のイメージ図



本町は、第2章で示したように、建物・道路・上下水道をはじめ多くの資産を抱えています。

それら公共施設等の維持・更新・保全問題は財務の問題にも大きく影響する中で、財務諸表の作成は財政課、施設保全は各所管課という体制だけでは、連携・調整が不足する課題があります。

このため、前節において、個別施設計画と財政の中長期計画を連動させるための体制や情報連携、更に住民への情報還元を行うための検討の方向性を整理しました。

公共施設等のマネジメント分野の情報管理は法的な義務もなく、現状の業務体系のなかでの整備充実は時間を要するものと推測されますが、少しずつでも進め継続していく必要があります。

本計画の策定により、全ての施設情報の管理体制を激変させるのではなく、できるものから着実に進めていくことを目指していきます。

計画更新履歴

年月日	内容
H28.09.27	計画策定
H29.03.27	農道については、主に北海道が「整備主体」となるため、一般財団法人「地域総合整備財団」の公共施設等更新費用試算の考え方を踏襲し、本計画の当初段階では、対象としないこととしていましたが、農道橋8橋については、老朽化の進行に伴う危険性への配慮を「維持管理主体」である町が計画すべきと判断し、農道橋を含めた内容に更新しました。
R02.07.06	公共施設等の改修や更新等を行う際に、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安心・安全で快適に利用できるよう、「ユニバーサルデザイン化の推進」を追加しました。
R04.03.28	「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月総務省通知、平成30年2月改訂）」に基づき、計画の改訂を行いました。